

相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方
(相模原市公共施設等総合管理計画)

令和6年3月改訂

相 模 原 市

目次

頁

1	相模原市の取組及び「公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」について	1
2	取組期間	3
3	対象範囲	3
4	公共施設等の現況及び将来の見通し	4
(1)	公共施設等の保有状況	4
①	公共建築物	4
②	土木施設	5
③	都市公園	6
④	その他	6
(2)	年度別整備状況	8
①	公共建築物	8
②	土木施設	9
③	都市公園	10
④	その他	11
(3)	市有建築物の耐震化の状況	13
(4)	保有延床面積及び有形固定資産減価償却率の推移	13
(5)	「更新」、「改修」等に係る中長期的な将来コストの試算	15
①	公共建築物	15
②	土木施設	16
③	都市公園	17
④	その他	18
⑤	全体経費の見通し	19
5	財政の状況	21
(1)	財政規模	21
(2)	歳入	22
①	歳入構成の推移	22
②	他市との歳入構成の比較	22
(3)	歳出	23
①	性質別歳出構成の推移	23
②	他市との歳出構成の比較	24
(4)	公共施設等のコストの状況	25
①	公共建築物のコストの状況	25
②	土木施設のコストの状況	29
③	都市公園のコストの状況	32
6	総人口の推移	33
7	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	34
(1)	公共建築物に関する基本的な考え方	34
(2)	土木施設（簡易水道を除く）に関する基本的な考え方	37
(3)	簡易水道に関する基本的な考え方	39
(4)	都市公園に関する基本的な考え方	40
(5)	その他の施設に関する基本的な考え方	42
①	廃棄物処理施設（プラント設備）	42
②	農林施設	42
③	消防水利	42

④ その他の公共施設等	42
(6) ユニバーサルデザインに関する考え方	43
(7) 脱炭素社会の実現に向けた取組に関する考え方	44
8 取組体制等	46
① 取組体制	46
② 所掌事項	46
9 これまでの主な取組事例	47
① 複合化（設置目的が異なる施設を一つの施設として整備）の事例	47
② 転用（建物を他の用途として再利用）の事例	47
③ 学校再編の事例	48
④ 集約化・転用（再編事業）の事例	48
⑤ アプリ導入による道路等の破損状況等の把握事例	49

1 相模原市の取組及び「公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」について

本市では、昭和29年の市制施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和40年代から50年代前半には、全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤整備とともに、小・中学校などの施設整備に追われました。その後も、その時々ニーズに沿って体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきました。

これらの施設の多くが、近い将来一斉に更新の時期を迎えますが、現在保有する公共施設等^{※1}の機能をすべて維持していくためには、多額の費用がかかり、その対応について今から考えておく必要があります。

これらの状況を踏まえ、平成23年5月に策定した「相模原市公共施設マネジメント取組方針」に基づき、公共建築物については、平成24年3月に策定した「相模原市公共施設白書」で明らかになった現状と課題分析等を踏まえ、公募市民や有識者で構成する相模原市公共施設マネジメント検討委員会における検討を経て、今後の公共施設サービスの適正化に向けた取組の方向性などの考え方をまとめた「公共施設の保全・利活用基本指針」を平成25年10月に策定しました。

また、道路、橋りょう、河川、下水道等の土木施設について、従来の「対症療法的な管理」から「予防保全的管理」を取り入れた維持管理への転換を図るため、平成25年12月に「相模原市土木施設維持管理基本方針」を策定しました。

本市では、これらに定める基本方針等を、国から策定要請のあった公共施設等総合管理計画の策定指針に沿って、平成27年3月に「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」という。）としてまとめ、公共施設等総合管理計画として位置付け、本市の公共施設等について総合的かつ長期的な視点に立って取り組むこととしました。

なお、この基本的な考え方については、社会経済情勢の変化や施設に関する各計画・方針等の策定・改訂などに合わせて、今後も必要に応じて内容の追加・更新^{※2}を行います。

※1 公共施設等とは、公共施設、公用施設、その他の本市が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、公共建築物の他、道路・橋りょう等の土木構造物、下水道、プラント系施設（廃棄物処理施設等）等を含みます。

※2 これまでの「基本的な考え方」の改訂等の内容（経過等）については、以下のとおりです。

これまでの改訂等の内容（経過等）について
○ごみ処理施設の延命化の基本方針を定めた「相模原市一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化計画」を平成28年8月に改訂
○津久井・藤野地区における簡易水道事業の方向性を示す「相模原市地域水道ビジョン」を平成29年3月に改定（平成21年6月に「相模原市地域水道ビジョン」を策定したが、人口減少や東日本大震災など、水道を取り巻く環境が大きく変化したことなどを踏まえ、全面的に計画の内容を刷新し改定）
○都市公園における施設の老朽化等を踏まえ、公園を適正に管理し「質」を高めていくための「相模原市パークマネジメントプラン」を平成29年3月に策定

▼

「基本的な考え方」に反映（平成29年5月改訂）

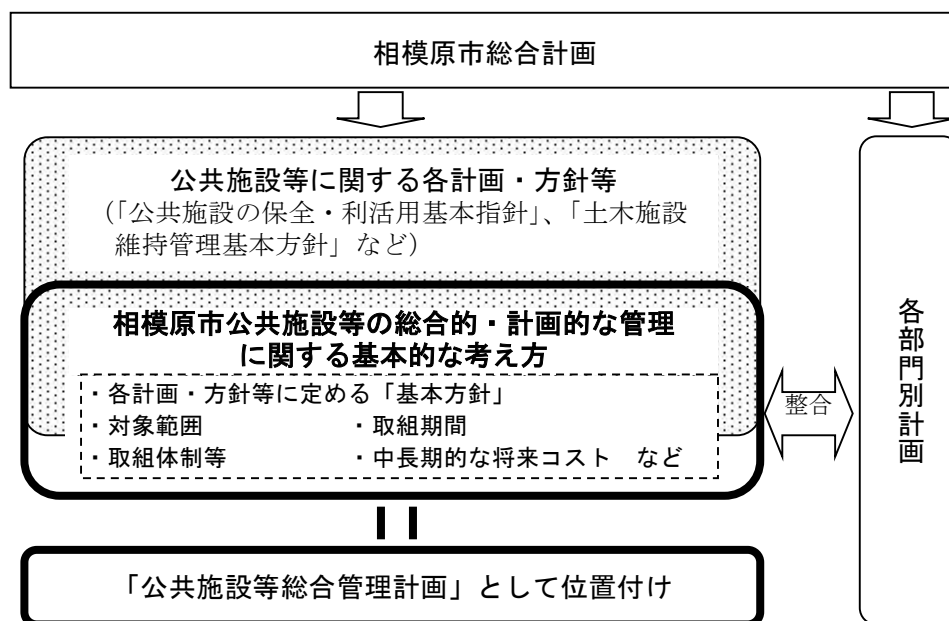
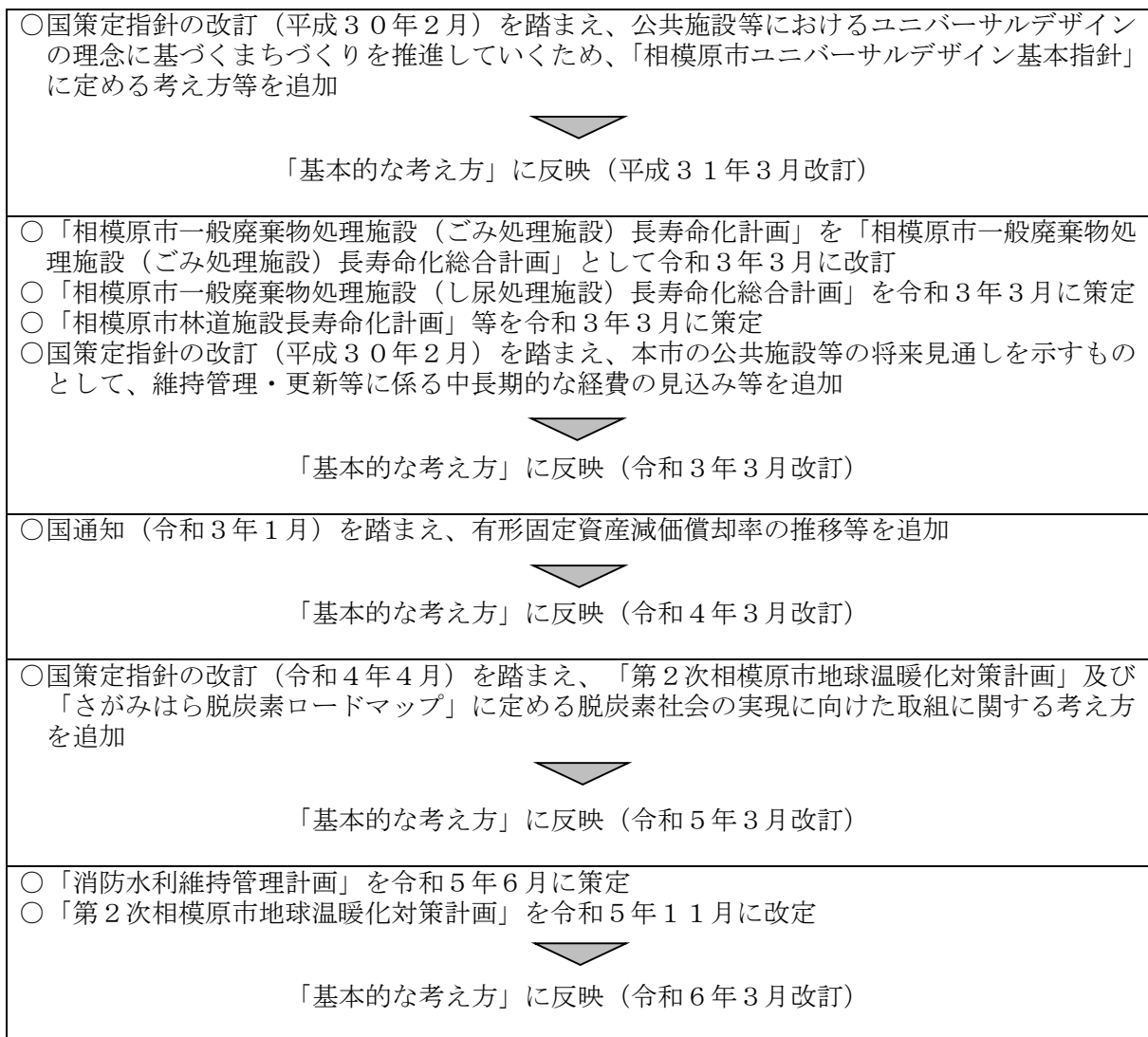


図1 「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」の位置付け

2 取組期間

この基本的な考え方に基づく取組については、全ての公共施設等を対象に、総合的かつ長期的な視点に立って進めていくことが重要です。このことから、施設に関する各計画・方針等に基づく取組状況を把握するなど情報を共有しながら、概ね10年ごとに、全体の取組について検証を行い、次の展開につなげるものとします。

また、それぞれの計画・方針等に基づく取組期間及び進行管理については、施設ごとの整備経過や更新時期などが異なることから、各計画・方針等の定めるところによるものとします。

3 対象範囲

この基本的な考え方の対象は、以下に示す本市が所有する全ての公共施設等とします。

表3 基本的な考え方の対象範囲

		施設類型
公共建築物		行政系施設、市民文化系施設、生涯学習施設、スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、医療施設、市営住宅、学校教育施設、資源循環系施設、消防施設、その他（自転車駐車場、自動車駐車場、跡地など）
土木施設		道路・橋りょう等（橋りょう・横断歩道橋、舗装、トンネル、ペDESTリアンデッキ、交通安全施設、街路樹、横断施設、昇降機、電線共同溝）
		河川（護岸・河道）
		下水道（管路、ポンプ施設、マンホールポンプ、雨水調整池、農業集落排水施設（処理場）、高度処理型浄化槽）
		簡易水道（取水施設、浄水施設、配水池、管路）
都市公園		街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、都市緑地、緑道、広場公園
その他	廃棄物処理施設（プラント設備）	ごみ処理施設（焼却施設、粗大ごみ処理施設）、し尿処理施設、最終処分場
	農林施設	林道施設（橋りょう）、農道施設（橋りょう）
	消防水利 等	消火栓、防火水槽 等

4 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共施設等の保有状況

現時点で把握している公共施設等の保有状況について掲載します。

① 公共建築物

ア 相模原市公共施設白書

本市の公共建築物の施設数についてまとめた相模原市公共施設白書では、幼児・児童施設と消防団施設、小学校が大変多くなっています。また、延床面積では、小学校、中学校、市営住宅、スポーツ施設が大きくなっています。

表4-1 公共建築物の保有状況（公共施設白書）

公共建築物	施設類型		施設量			
	大分類	小分類	施設数 (施設)	延床面積 (千㎡)	市保有 (千㎡)	民間等所有 (千㎡)
行政系施設		庁舎等	42	64.2	55.1	9.1
		その他行政系施設	9	3.7	2.9	0.8
市民文化系施設		文化施設	10	41.9	33.8	8.1
		集会施設	40	7.5	7.5	—
生涯学習施設		公民館等	33	35.8	34.7	1.1
		図書館	5	11.7	11.7	—
		博物館等	12	15.8	14.5	1.3
スポーツ・レクリエーション系施設		スポーツ施設	21	141.1	141.1	—
		観光施設	9	4.4	4.4	—
		保養施設	2	5.6	5.6	—
保健・福祉施設		保健施設	4	30.2	30.2	—
		児童福祉施設	2	2.3	2.1	0.2
		高齢福祉施設	15	10.8	10.8	—
		障害福祉施設	8	8.1	8.1	—
		その他社会福祉施設	1	6.3	6.3	—
子育て支援施設		保育所・幼稚園	30	18.8	18.8	—
		幼児・児童施設	119	25.0	24.2	0.8
		その他子育て支援施設	1	1.7	1.7	—
医療施設		医療施設	14	8.6	8.6	0.04
市営住宅		市営住宅	58	175.2	173.2	2.0
		あじさい住宅	13	12.3	—	12.3
学校教育施設		小学校	72	478.3	476.7	1.6
		中学校	37	291.5	291.5	—
		その他教育施設	9	19.8	19.8	—
資源循環系施設		廃棄物処理施設	5	58.1	58.1	—
		その他資源循環系施設	7	8.8	8.8	—
消防施設		消防署所	22	24.3	24.3	—
		消防団施設	113	6.1	6.1	0.04
その他		自転車駐車場	15	25.3	25.3	—
		自動車駐車場	7	86.8	86.3	—
		跡地	16	13.8	13.8	—
		その他	6	9.6	9.6	—
合計			757	1,653.7	1,616.2	37.5

【出典】相模原市公共施設白書（平成24年3月発行）

※施設量は平成23年4月時点です。

※民間等所有：民間ビルの賃借やプレハブのリース等で利用している施設を示します。

イ その他の公共建築物

相模原市公共施設白書に含まれていないその他の公共建築物は、倉庫やトイレ等の小規模施設となっています。

表４－２ 公共建築物の保有状況（その他）

公共建築物	施設類型		施設量			
	大分類	小分類	施設数 (施設)	延床面積 (千㎡)	市保有 (千㎡)	民間等所有 (千㎡)
	その他	小規模施設	128	32.4	32.4	—

※施設量は令和２年４月時点です。

② 土木施設

本市が管理する土木施設は多岐にわたっており、平成２２年４月１日の政令指定都市移行に伴い国県道も管理対象となっています。

表４－３ 土木施設の保有状況

施設類型		施設量	
土木施設	道路・橋りょう等	橋りょう・横断歩道橋 627 橋 ※うち橋長 15m 以上 283 橋	
	舗装	一般国道 約 51km 主要地方道 約 84km 一般県道 約 103km 市道 約 2,152km	
	トンネル	10 本 ※洞門含む。	
	ペDESTリアンデッキ	5 箇所	
	交通安全施設	道路反射鏡	8,569 基
		道路照明灯	8,090 基
		道路警戒標識	2,354 基
		大型案内標識	727 基
		愛称表示板	62 基
		主要地点標識	477 基
		自発光式道路鋸	516 基
	街路樹	高木	約 12,700 本 ※うち幹線道路 4,900 本
		中低木	約 20,300 本
		刈り込み	約 113,300 ㎡
	横断施設	アンダーパス	10 箇所
		ボックスカルバート	7 箇所
	昇降機	エレベータ	26 基 ※このほか駅構内 6 基
		エスカレータ	31 基 ※このほか駅構内 4 基
	電線共同溝	21.6km	
	河川	(護岸・河道) 17.6km ※準用河川	
下水道	管路	約 2,804km	
	ポンプ施設	7 箇所	
	マンホールポンプ	130 基	
	雨水調整池	104 箇所	

	農業集落排水施設（処理場）	1 箇所
	高度処理型浄化槽	485 基
簡易水道 （葛原簡易水道） （牧野中央 簡易水道） （青根簡易水道）	取水施設	9 箇所
	浄水施設	10 箇所
	配水池	14 池
	管路	55,363m

【出典】相模原市土木施設維持管理基本方針（平成 25 年 12 月策定）

※施設量は平成 23 年 3 月時点です。

相模原市下水道施設維持管理計画（平成 26 年 3 月策定）

※下水道の施設量は平成 25 年 3 月時点です。

相模原市地域水道ビジョン（平成 29 年 3 月改定）

※簡易水道の施設量は平成 28 年 3 月時点です。

③ 都市公園

本市の都市公園の施設数については、街区公園が圧倒的に多くなっています。また、面積では、街区公園、総合公園、特殊公園が大きくなっています。

表 4-4 都市公園の保有状況

施設類型		施設量	
都市公園	公園種別	施設数	面積
	街区公園	550 箇所	46.67ha
	近隣公園	12 箇所	18.71ha
	地区公園	2 箇所	9.72ha
	総合公園	4 箇所	47.81ha
	運動公園	2 箇所	29.20ha
	広場公園	1 箇所	0.25ha
	特殊公園	6 箇所	36.95ha
	都市緑地	22 箇所	24.54ha
	緑道	6 箇所	12.80ha
	合計	605 箇所	226.69ha

※施設量は平成 28 年 4 月時点です。

④ その他

ア 廃棄物処理施設（プラント設備）

本市の廃棄物処理施設については、焼却施設が 2 箇所、粗大ごみ処理施設が 1 箇所、し尿処理施設が 1 箇所、最終処分場が 1 箇所となっており、それぞれの施設の主なプラント設備は次のとおりです。

表 4-5 廃棄物処理施設（プラント設備）の保有状況

施設類型			主なプラント設備	形式等	処理能力	数量	
廃棄物 処理 施設 （プラ ント 設備）	ごみ 処 理 施 設	焼却 施設	南清掃 工場	焼却炉 発電機	流動床式 ガス化溶融炉	175 t / 日	3 炉
			北清掃 工場	焼却炉 発電機	連続焼却ストーカ炉	150 t / 日 2,625kw	3 炉 1 基

	粗大 ごみ 処理 施設	北清掃 工場	破碎処 理施設	横型 回転破碎機	85t／日 (5時間)	1基
	し尿処理 施設	東清掃 事業所 (平成27年 9月廃止)	し尿処 理施設	前処理+ばっ気処理+高分子凝縮 剤による固液分離処理(汚泥は焼 却)	200kl／日	1箇所
		津久井 クリーン センター	し尿処 理施設	《固液分離処理方式》 (直接脱水処理方式+下水道放 流)脱水汚泥は助燃剤として活用	89kl／日	1箇所
	最終処分場		一般廃棄 物最終処 分場浸出 水処理施 設	《汚水処理》 凝集沈殿処理+砂ろ過処理+ 除マンガン処理 《汚泥処理》 重力濃縮+遠心脱水処理	300m ³ ／日	1箇所

※施設量は令和3年3月時点です。

イ 農林施設

本市の林道施設は、橋りょうが9橋、農道施設は、橋りょうが1橋となっています。

表4-6 対象施設内訳

施設類型	施設数
林道施設	9橋
開放型林道	2橋
閉鎖型林道	7橋
農道施設	1橋
諏訪森下橋(名称)	1橋

ウ 消防水利

本市の消防水利は、総計10,611基あり、内訳は次のとおりです。

表4-7 消防水利の内訳

総計	消火栓 (公設)	消火栓 (私設)	防火水槽 (公設)	防火水槽 (私設)	プール	自然水利 (河川・湖)	その他 (池)
10,611基	7,766基	52基	1,509基	958基	127基	189基	10基

【出典】消防水利維持管理計画(令和5年6月策定)

※施設量は令和5年4月時点です。

(2) 年度別整備状況

現時点で把握している公共建築物等の整備状況について掲載します。

① 公共建築物

本市の公共建築物は、人口急増に伴い、延床面積ベースで、昭和47～51年度が施設整備のピークとなっており、特に、学校教育施設は、5か年で20万㎡を超えるペースで整備を進めてきました。また、昭和61年度までに、現在保有している施設の半分以上を整備しています。

その後、市営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設、資源循環系施設などの施設整備が増えており、昭和62年度以降も施設保有量は増加し続けている状況です。

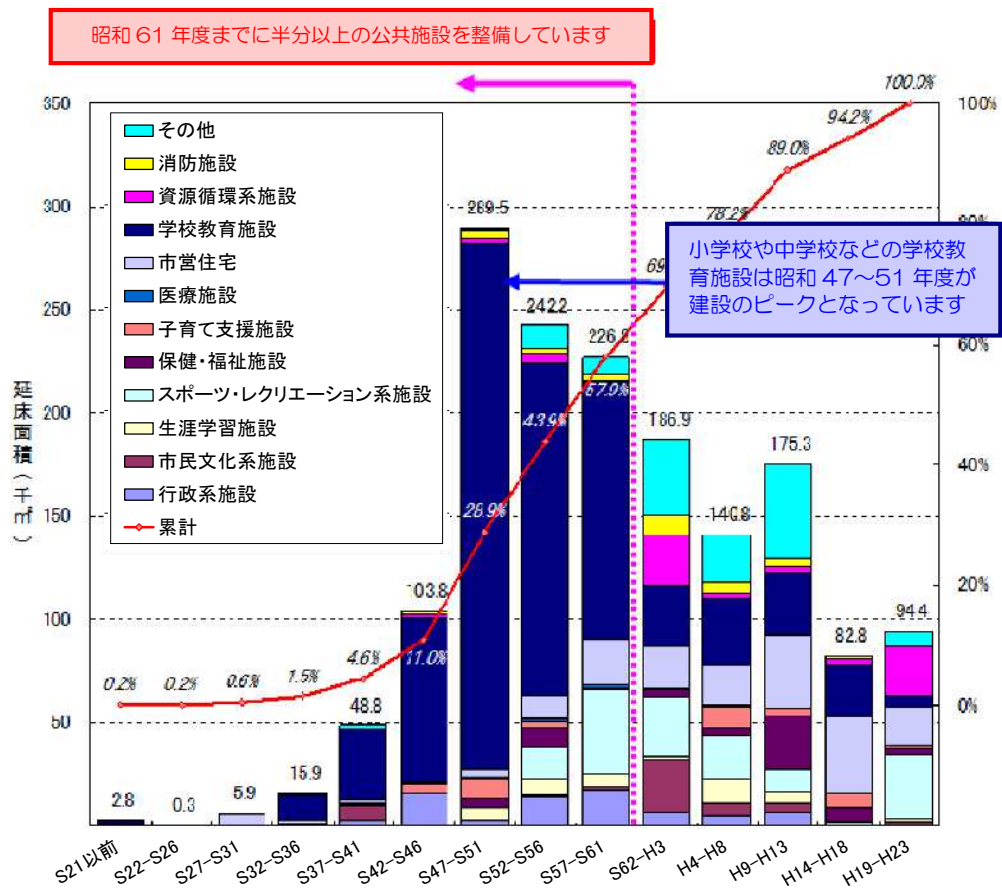


図4-1 建設年度別に見た大分類別の建物延床面積の分布

【出典】相模原市公共施設白書（平成24年3月発行）

② 土木施設

本市の土木施設のうち橋りょう、下水道（管路）、簡易水道の年度別整備状況を以下に示します。

ア 橋りょう

建設年次別の橋りょう数では、建設後50年以上を経過している橋りょうが106橋あり、全体の約17%となっています。

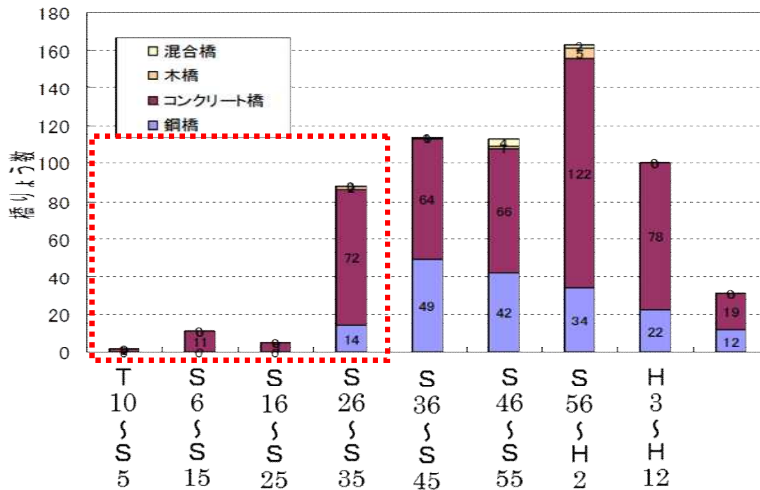


図4-2 建設年次別橋りょう数

【出典】相模原市橋りょう長寿命化修繕計画（平成24年3月策定）

イ 下水道（管路）

本市の下水道（管路）は、昭和42年に事業着手し、昭和52年から建設が急増しました。この時から平成11年までの23年間で建設された管路が、平成24年度末整備延長2,804kmのうち2,288km（約82%）を占めており、平成39年（令和9年）より管の耐用年数50年を迎える管路が急増します。

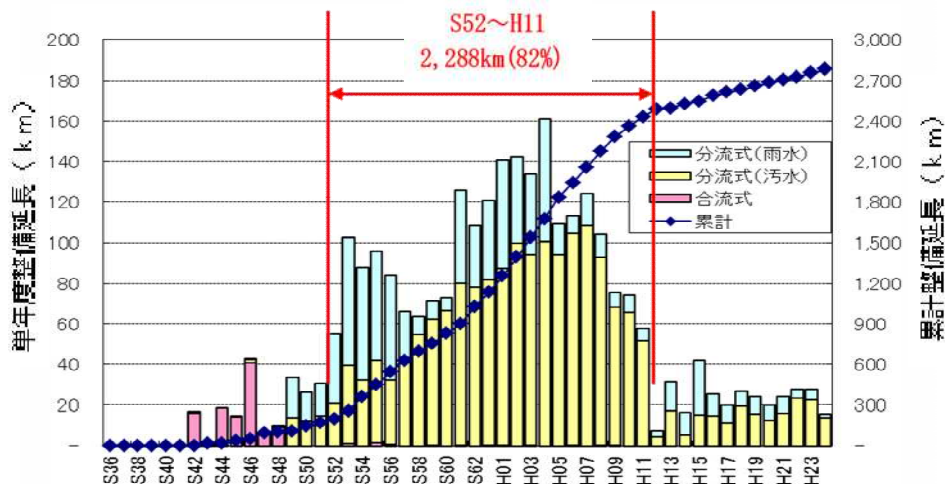


図4-3 年度別下水道管路整備延長の推移

【出典】相模原市下水道施設維持管理計画（平成26年3月策定）

ウ 簡易水道

本市では、給水人口比の99.4%が神奈川県営水道により給水されていますが、それ以外の津久井・藤野地区の一部では、簡易水道（市営・組合営）、専用水道及び小規模水道（組合営）により給水されています。

このうち、市営簡易水道については、将来の県営水道との統合も視野に、組合営の簡易水道及び小規模水道との統合整備を進めるとともに、管路等施設の新設や交換、改修等を行ってきており、一部の施設では老朽化が進んでいます。

表4-8 市営簡易水道の給水開始・施設竣工年度

事業名称	給水開始年度	主な老朽化施設の竣工年度
葛原簡易水道	昭和46年度	昭和46年度(葛原地区) 湧水取水井、配水池
牧野中央簡易水道	昭和28年度 ※平成15年に 公営化	昭和28年度(大久和地区) 深井戸ポンプ、配水池 昭和30年度(吉原地区) 水源貯水槽、配水池 昭和63年度(伏馬田地区) 深井戸ポンプ、配水池 平成3年度(篠原地区) 配水池
青根簡易水道	平成15年度	

③ 都市公園

本市の都市公園は、設置から30年以上経過したものが、現時点で約3割を占め、10年後には約7割に達する見込みとなっています。

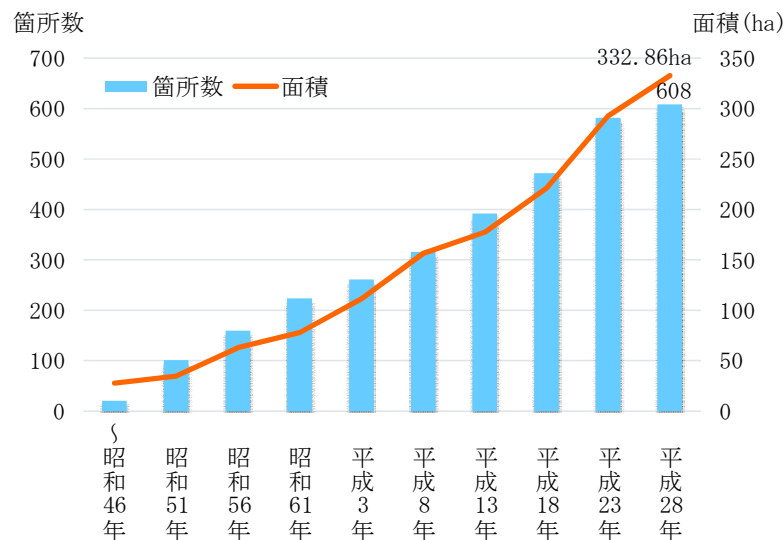


図4-4 公園の整備状況

【出典】相模原市パークマネジメントプラン（平成29年3月策定）

※県立公園3箇所、106.17haを含みます。

④ その他

ア 廃棄物処理施設（プラント設備）

本市の廃棄物処理施設（プラント設備）のうち、ごみ処理施設については、平成3年に北清掃工場を、平成22年に南清掃工場をそれぞれ竣工・開設しており、北清掃工場には、粗大ごみ処理施設があります。し尿処理施設については、平成28年に津久井クリーンセンターし尿処理施設を竣工・開設しています。最終処分場については、平成27年に浸出水処理施設を竣工・開設しています。

表4-9 廃棄物処理施設（プラント設備）の竣工・開設

施設名称			竣工・開設
ごみ処理施設	焼却施設	南清掃工場	平成22年3月
		北清掃工場	平成3年12月
	粗大ごみ処理施設	北清掃工場	平成3年8月
し尿処理施設	東清掃事業所 (平成27年9月廃止)		昭和52年11月
	津久井クリーンセンター		平成28年3月
最終処分場	一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設		平成27年2月

※施設量は令和3年3月時点です。

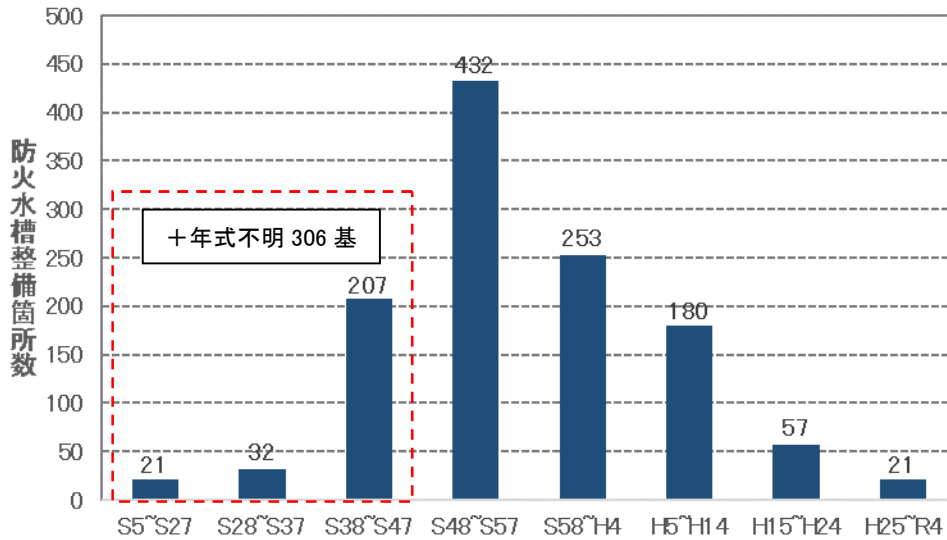
イ 農林施設

本市の林道施設は、竣工から50年を経過した施設は5橋りょうであり、老朽化した施設が全体の56%を占める状況となっています。また、農道施設である諏訪森下橋は、昭和59年に供用を開始しています。

ウ 消防水利

本市の公設防火水槽 1, 509 基のうち、設置から 50 年を経過した防火水槽は 566 基（年式不明の防火水槽 306 基を含む）で全体の約 38% を占め、令和 15 年には 998 基（全体の約 66%）に増加する見込みとなっています。

また、公設消火栓 7, 766 基も、約 450 基がボルトナット腐食による使用不能予備軍であるなど、老朽化が進んでいます。



※施設量は令和 5 年 4 月時点です。

図 4 - 5 年度別の公設防火水槽の整備状況

(3) 市有建築物の耐震化の状況

耐震化については、第1次相模原市耐震改修促進計画（平成20～27年度）で対象として掲げた市有の特定建築物及び地震防災上重要な役割を担うと考えられる市役所や学校等の建築物は、建替えや耐震改修等により耐震対策が完了しました。

今後も、計画に基づく施設の適切な維持管理を行い、耐震性を確保していきます。また、その他の建築物については、財政状況や優先順位を踏まえながら安全性を確保していきます。

表4-10 市有の特定建築物、及び相模原市地域防災計画に定める地震防災上重要な建築物※

用途	総数 a+b+c	新耐震 a	旧耐震（昭和56年以前）		耐震化率 (a+b)/(a+b+c)	
			合計 b+c	耐震性あり b		耐震性不十分 c
市有建築物	609	280	329	329	0	100%

※特定建築物とは、耐震改修促進法第14条各号に規定する建築物のことを指します。また、地震防災上重要な建築物とは、相模原市地域防災計画に定める風水害時の避難場所等を除いた防災上重要な建築物のことを指します。

【出典】第3次相模原市耐震改修促進計画（令和4年3月策定）

(4) 保有延床面積及び有形固定資産減価償却率の推移

各年度の財産に関する調査（平成29年度から令和2年度まで）における保有延床面積については、ほぼ横ばいで推移していることが分かります。

また、有形固定資産減価償却率※については、令和2年度では、67.4パーセントを示し、耐用年数の到達とともに償却率が高くなることが予測され、今後、老朽化への対応として改修費等の準備が必要であるといえます。

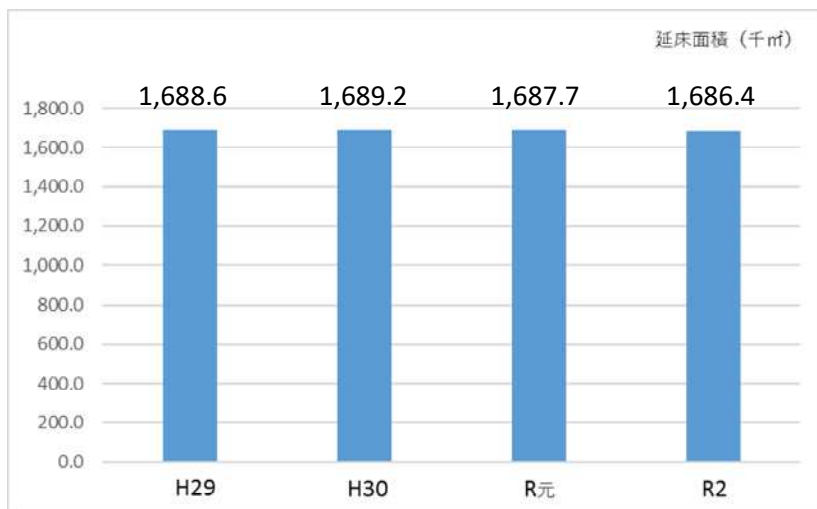
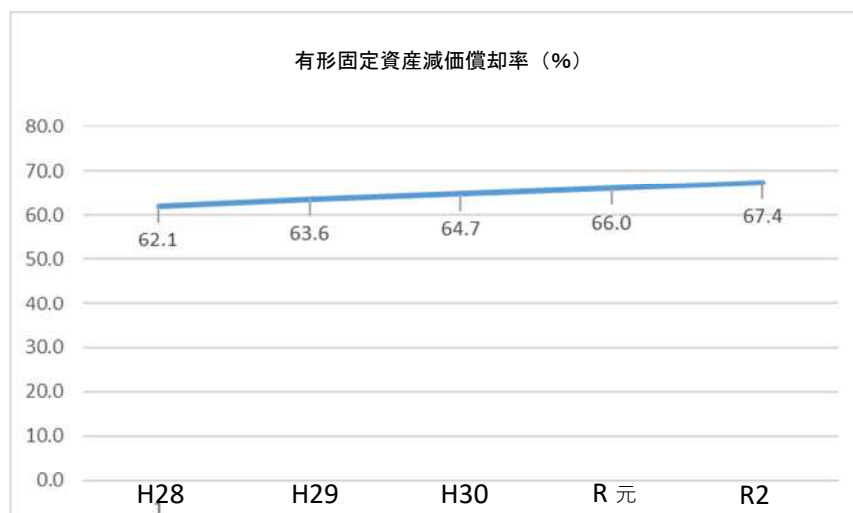


図4-6 保有延床面積の推移

【出典】各年度の財産に関する調査より作成



※有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

図４－７ 有形固定資産減価償却率の推移（一般会計等）

【出典】各年度の財務書類より作成

(5) 「更新」、「改修」等に係る中長期的な将来コストの試算

「相模原市公共施設白書」や「相模原市土木施設維持管理基本方針」などの諸計画では、「更新」、「改修」等に係る将来コストについて、それぞれ①から④のとおり試算していますが、今後、本市が保有する公共施設等全体の将来コストを踏まえた総合的な視点からマネジメントを進めるため、この基本的な考え方に位置付けられている諸計画の将来コストを、⑤のとおり全体経費の見通しとして再精査し、今後30年間及び10年間における公共施設等の維持管理・更新等に係る経費を見込みました。

今後は、こうした経費見通しなどの認識を共有しながら、施設に係るコスト縮減と財政の平準化を図り、それぞれ取組を進めていく必要があります。

① 公共建築物

構造形式にかかわらず、耐用年数を一律60年と設定し、改修サイクルを建設後15年目で中規模改修(1回目)、30年目で大規模改修、45年目で中規模改修(2回目)とした場合、公共建築物の更新費と改修費の総額は、平成43年(令和13年)度頃まで、大規模改修の実施時期が集中し、5年ごとに約656～813億円(単年度平均で約132～162億円)の更新・改修費用がかかります。平成44～53年(令和14～23年)度の大量更新時期には、10年間で約2,276億円(単年度平均で約230億円)程度の費用がかかる試算結果となっています。

今後30年間で更新と改修に必要な1年当たりの平均コストは、約174億円、60年間で約179億円となっており、更新費のみの場合と比べ、コストが2倍以上に増加することになります。

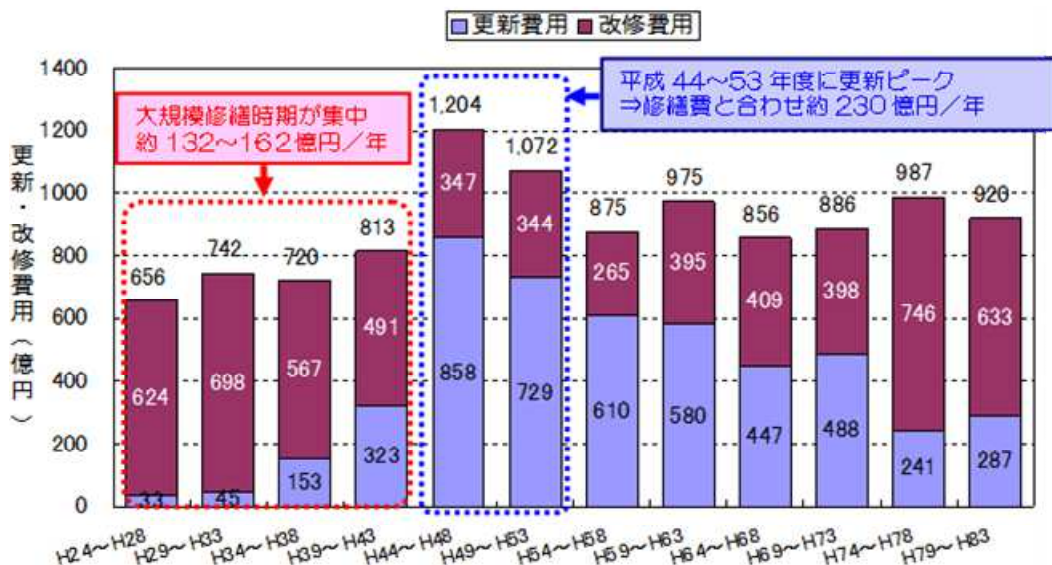


図4-8 公共建築物の改修費を含めた更新費の試算結果(5年集計)

【出典】相模原市公共施設白書(平成24年3月発行)

② 土木施設

ア 道路、橋りょう、河川、下水道

従来の「対症療法的な管理」によって、土木施設（道路、橋りょう、河川、下水道）の維持管理・更新費を試算すると、今後50年間で約5,470億円が見込まれ、単純平均した1年当たりの必要額は、約109億円となります。試算条件については、橋りょうは60～70年間で更新、下水道管路は50年間で更新、舗装は交通量等によって18～30年間で更新としました。

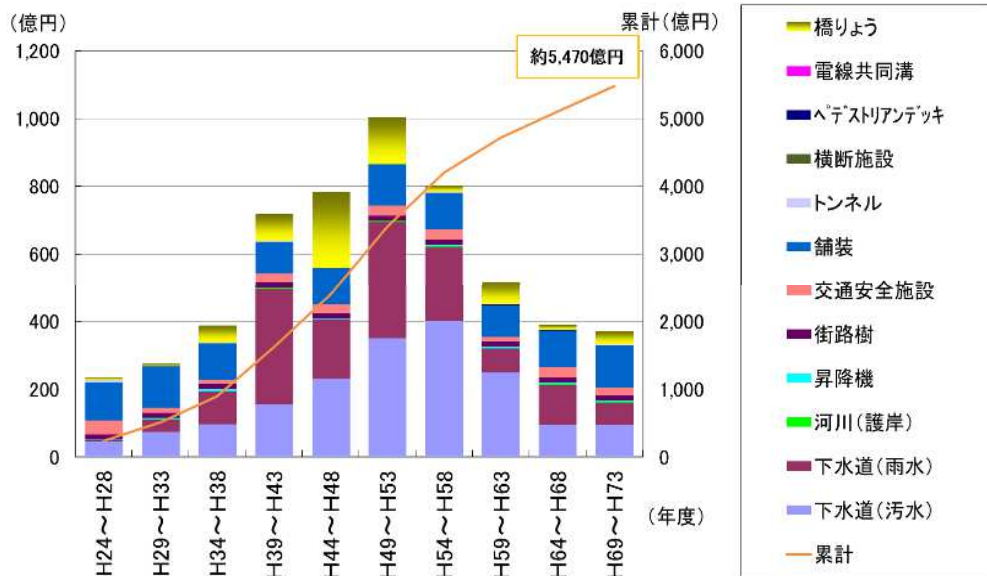


図4-9 維持管理・更新費の中長期推進 (道路、橋りょう、河川、下水道)

【出典】相模原市土木施設維持管理基本方針（平成25年12月策定）

イ 簡易水道

法定耐用年数の考え方に基づいて今後の更新費用を試算した結果は図4-7のとおりです。

本市の水道事業は、平成15年度以降に整備した施設が大部分を占めるため、配水池等の構造物(法定耐用年数：58年)や管路(法定耐用年数：38年)については、早くても平成53年(令和23年)度以降の更新となります。ポンプ設備や電気設備等は、法定耐用年数が16年のため、定期的な更新が必要となります。

地区別では、津久井地区(青根簡易水道)の膜ろ過施設等は、平成31年(令和元年)度に約5億円が発生し、耐用年数16年のサイクルで発生します。また、管路については、平成53年度に更新費用約2.4億円が発生します。藤野地区(葛原・牧野中央・牧郷簡易水道)のポンプ設備等は、耐用年数16年のサイクルで分散して更新費用が発生します。また、管路については、平成65年(令和35年)度に更新費用約1.2億円が発生します。

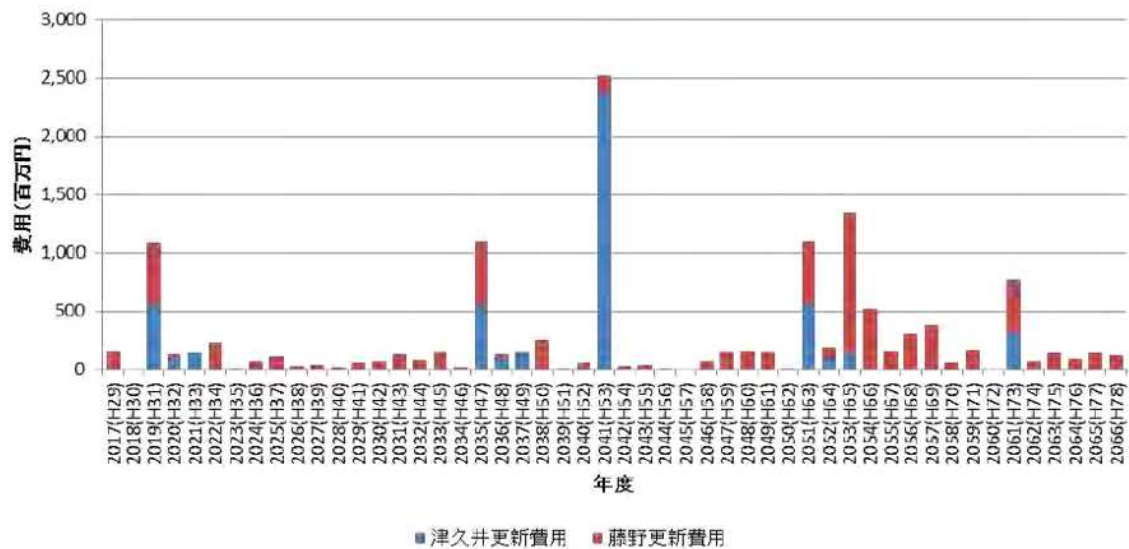


図 4-10 法定耐用年数に基づく更新費用の試算

【出典】相模原市地域水道ビジョン（平成 29 年 3 月改定）

③ 都市公園

公園施設について、遊具、橋りょう、擁壁などの予防保全型管理施設と、舗装、ベンチなどの事後保全型管理施設に区分して、劣化状況を調査し、補修又は更新の緊急度判定を行った結果、撤去更新又は補修が必要な施設概数と想定事業費は、平成 28 年度から平成 37 年（令和 7 年）度の 10 年間で、約 3,000 施設、20 億 4,300 万円となります。

表 4-11 計画期間内の補修及び撤去更新の施設並びに想定事業費
（対象期間：平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間）

管理類型	計画期間内に撤去更新 又は補修する施設	撤去更新又は補修する 施設概数		想定事業費	
		概数	施設	概数	百万円
予防保全型管理施設	緊急度判定「高」の施設	80	施設	196	百万円
	緊急度判定「中」の施設	650	施設	604	百万円
	緊急度判定「低」の施設	820	施設	189	百万円
事後保全型管理施設	緊急度判定「高」の施設	200	施設	81	百万円
	緊急度判定「中」の施設	1,250	施設	644	百万円
維持保全費及び健全度調査費				329	百万円
計		3,000	施設	2,043	百万円

【出典】相模原市公園施設長寿命化計画（平成 28 年 3 月策定）

④ その他

廃棄物処理施設（プラント設備）－北清掃工場、南清掃工場－

本市の廃棄物処理施設のうち、津久井クリーンセンターし尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設の2施設については、平成26年度以降に建設した比較的新しい施設ですが、北清掃工場の焼却施設及び粗大ごみ処理施設については、建設から25年が経過し、プラント設備の一般的な耐用年数を迎えているとともに、南清掃工場については、稼働後10年が経過しています。

このため、北清掃工場及び南清掃工場については、それぞれライフサイクルコスト^{*}を検討した結果、延命化を図ることとし、北清掃工場に係る平成27年度から令和18年度までの22年間のライフサイクルコストは、約177億円、南清掃工場に係る令和3年度から令和26年度までの24年間のライフサイクルコストは、約250億円となります。

^{*}ライフサイクルコストとは、施設建設費、点検補修費等の廃棄物処理施設の生涯費用の総計です。

表4-12 北清掃工場のライフサイクルコスト検討結果

（検討対象期間：平成27年度から令和18年度までの22年間）（単位：千円）

	北清掃工場 ごみ焼却施設	北清掃工場 粗大ごみ処理施設	合 計
稼働開始年度	平成 3 年度		
延命目標年度	令和 1 8 年度		
延命化工事 ① (社会的割引率 [*] 考慮後)	6,762,855 (5,764,955)	690,354 (595,514)	7,453,209 (6,360,469)
点検補修費 ②	10,557,509	856,109	11,413,618
合 計 (①+②)	16,322,464	1,451,623	17,774,087

【出典】相模原市一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化総合計画（令和3年3月改訂）

^{*}社会的割引率とは、将来の価値を現在の価値に換算するための係数のこと。

表4-13 南清掃工場のライフサイクルコスト検討結果

（検討対象期間：令和3年度から令和26年度までの24年間）（単位：千円）

	南清掃工場 ごみ焼却施設
稼働開始年度	平成 2 2 年度
延命目標年度	令和 2 6 年度
延命化工事 ① (社会的割引率 [*] 考慮後)	9,929,700 (7,171,834)
点検補修費 ②	17,882,609
合 計 (①+②)	25,054,443

【出典】相模原市一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化総合計画（令和3年3月改訂）

^{*}社会的割引率とは、将来の価値を現在の価値に換算するための係数のこと。

⑤ 全体経費の見通し

ア 長期的な経費の見込み

諸計画における「更新」、「改修」等に係る将来コストについて、令和3年度からの30年間における全体経費の見通しとして、それらを取りまとめたところ、耐用年数経過時に単純更新する場合（自然体）、総額約8,550億円、年平均約285億円の費用が必要と想定され、今後、同期間において長寿命化等の対策を進める場合（長寿命化対策後）、総額約6,751億円、年平均約225億円の費用が必要と想定されます。

表4-14

【令和3年度から30年間】

今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (億円)

	修繕・改修・更新等 (①)	耐用年数経過時に単純更新した場合 (②)	長寿命化対策等の効果額 (①-②)	現在要している経費
建築物	4,837.46	6,068.34	▲1,230.88	44.52
インフラ	1,913.07	2,482.14	▲569.07	82.21
合計	6,750.53	8,550.48	▲1,799.95	126.73

※現在要している経費は、過去3年間（平成29年度～令和元年度）の実績額の平均額です。

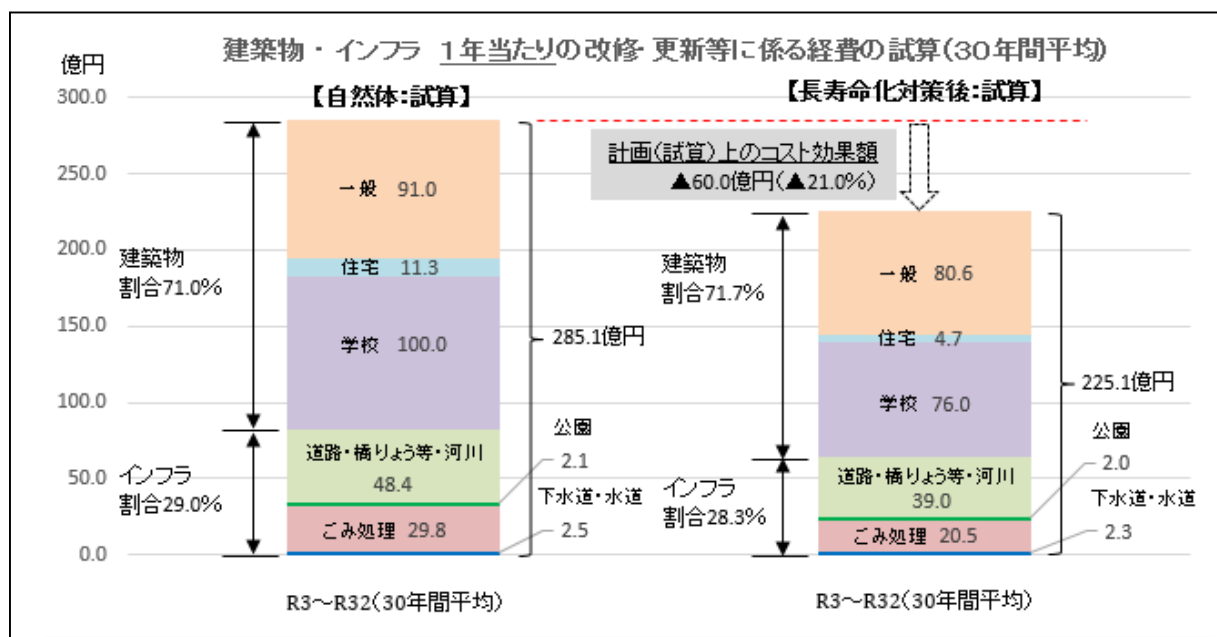


図4-11 建築物・インフラ 1年当たりの改修・更新等に係る経費の試算 (30年間平均)

イ 中期的な経費の見込み

諸計画における「更新」、「改修」等に係る将来コストや、長期財政収支における長寿命化事業費の試算を踏まえ、「更新」、「改修」等に係る令和3年度からの10年間における全体経費の見通しを取りまとめたところ、耐用年数経過時に単純更新する場合（自然体）、総額約3,163億円、年平均316億円の費用が必要と想定され、今後、同期間において長寿命化等の対策を進める場合（長寿命化対策後）、総額約2,106億円、年平均約211億円の費用が必要と想定されます。

表4-15

【令和3年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (億円)

	修繕・改修・更新等 (①)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合 (②)	長寿命化対策等の効果額 (①-②)	現在要している経費
建築物	1,319.22	(特財) 1,119.12 (一財) 200.10	2,062.01	▲742.79	44.52
インフラ	786.66	(特財) 467.38 (一財) 319.28	1,100.71	▲314.05	82.21
合計	2,105.88	(特財) 1,586.50 (一財) 519.38	3,162.72	▲1,056.84	126.73

※現在要している経費は、過去3年間（平成29年度～令和元年度）の実績額の平均額です。

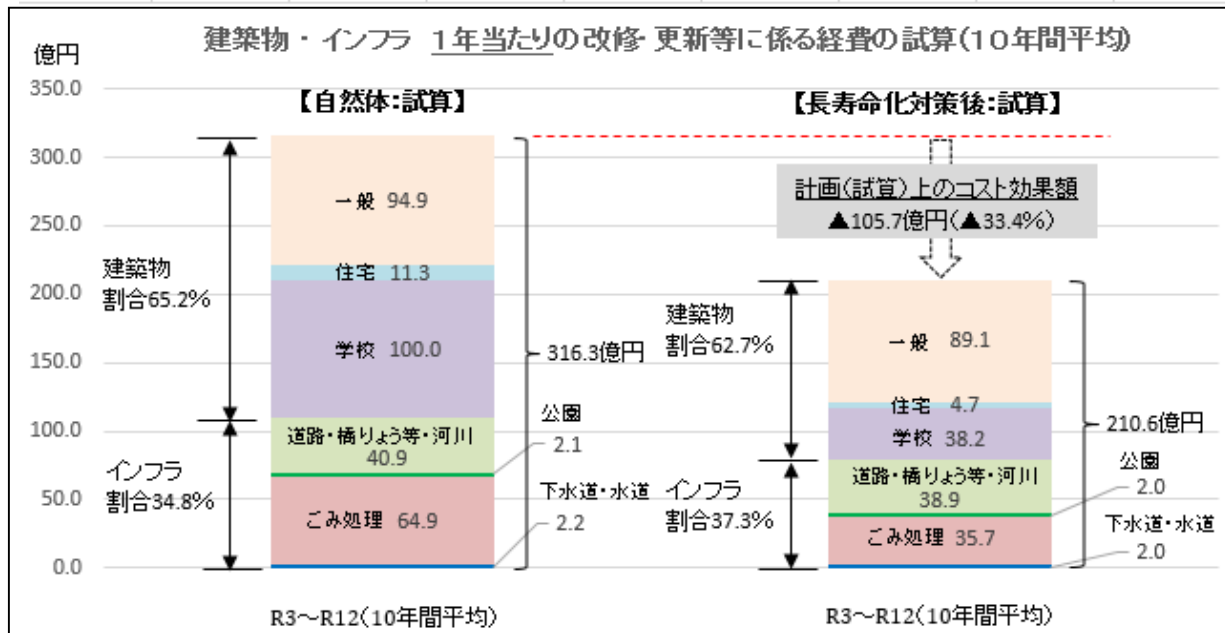


図4-12 建築物・インフラ 1年当たりの改修・更新等に係る経費の試算 (10年間平均)

5 財政の状況

本市の近年の財政の状況を示します。

(1) 財政規模

グラフは、本市の普通会計の財政規模について過去10年間の推移を表したものです。

平成15年度から16年度はITバブル崩壊の影響による景気後退に伴い、財政規模は減少していますが、平成17年度以降は特に津久井地域との合併により、財政規模が大きく膨らんでいます。

平成24年度の本市の普通会計決算額は、歳入決算額約2,571億円、歳出決算額約2,494億円で、前年度に比べ歳入では約32億円、歳出では約20億円の増額となり、歳入、歳出ともに前年度を上回りました。

歳入については、製造業の企業収益の改善などに伴い市税が増収となったほか、財産収入、繰入金、市債においても増額となりました。一方、歳出は、生活保護費、国直轄事業負担金などの増により増額となりました。

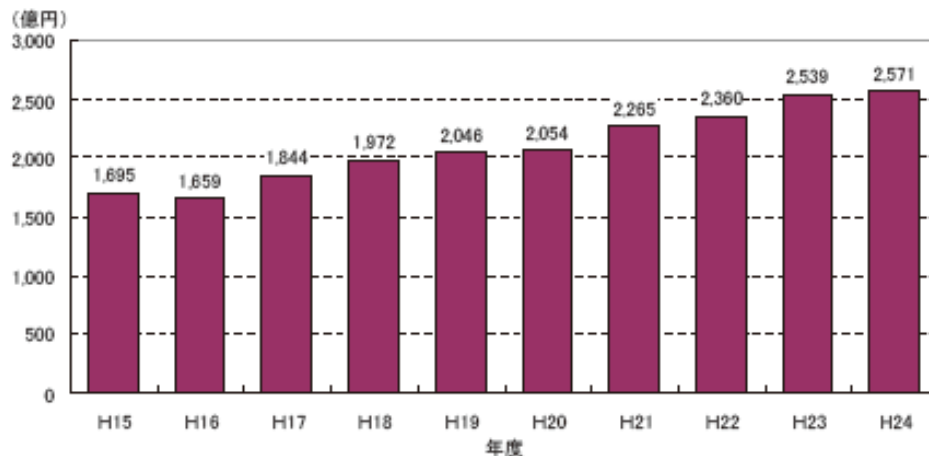


図5-1 普通会計財政規模（歳入決算額）の推移

【出典】相模原市財政白書（平成26年4月発行）

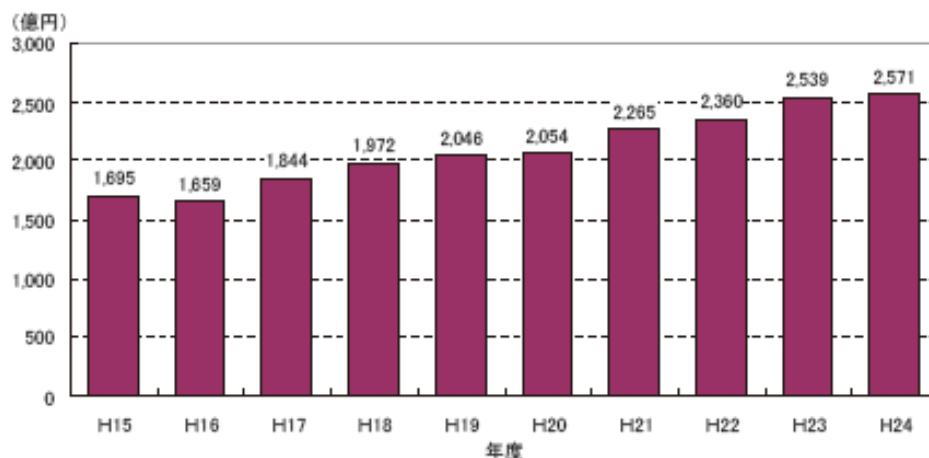


図5-2 普通会計財政規模（歳出決算額）の推移

【出典】相模原市財政白書（平成26年4月発行）

(2) 歳入

① 歳入構成の推移

グラフは歳入構成について過去10年間の推移を示しています。

歳入に占める割合が最も大きいのは「市税」で、歳入の50%前後で推移していましたが近年では40%台になっています。一方、国県支出金は10～15%程度で推移してきましたが、近年では20%前後で推移しています。また、市債は景気の低迷期にあたる平成15年度と21年度以降10%を超えています、これは臨時財政対策債を増額したことなどによるものです。

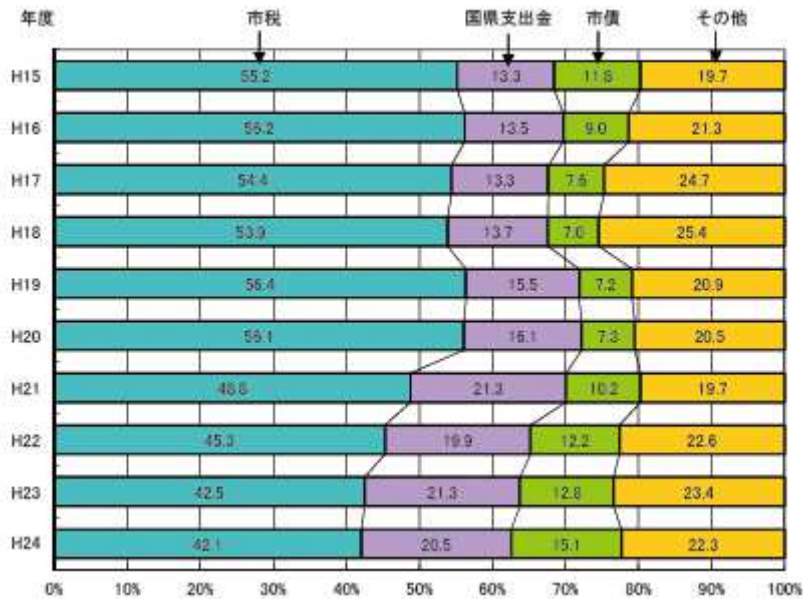


図5-3 歳入構成比の推移

【出典】相模原市財政白書（平成26年4月発行）

② 他市との歳入構成の比較

グラフは歳入の構成比を他の政令指定都市の平均と比較したものです。

市税収入の割合が本市は42.1%で、他市の平均39.1%に比べ大きいことが特徴といえます。また、地方交付税が3.0%と他市に比べ割合が小さく交付税の依存度が低いといえます。市債は他市に比べ大きくなっています。

「国県支出金」、「地方譲与税」は、他市とほぼ同規模の割合を示しています。

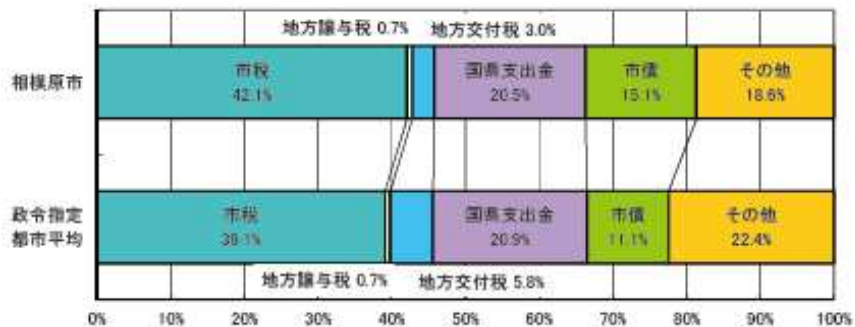


図5-4 歳入構成比の比較（平成26年度普通会計決算）

【出典】相模原市財政白書（平成26年4月発行）

(3) 歳出

① 性質別歳出構成の推移

グラフは、本市の性質別歳出構成の推移を示したものです。

扶助費の割合が徐々に大きくなってきています。一方で、人件費、市債の返済等に要する経費である公債費の割合が減少傾向となっています。

これは、厳しい経済情勢の影響で、生活保護費などの扶助費が大幅に伸びている一方で、市税収入が横ばいで推移しているため、職員の人件費や市債の発行額を制限することにより公債費の抑制を図り、歳出の削減を努めることにより、メリハリのある財政運営を行っていることを示しています。

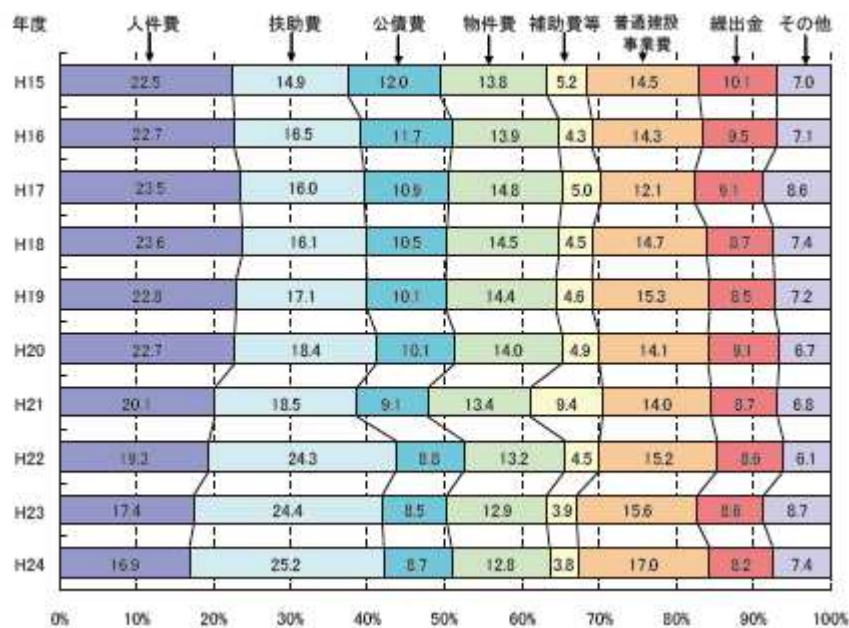


図5-5 性質別歳出構成の推移

【出典】相模原市財政白書（平成26年4月発行）

② 他市との歳出構成の比較

グラフは、平成24年度決算の性質別歳出構成比を政令指定都市の平均値と比較したものです。

他市と比較すると、本市は人件費、物件費、普通建設事業費の歳出に占める割合が高く、一方で公債費、補助費等の割合が低くなっています。

人件費と物件費は、一般行政の運営経費や維持管理経費等で、いわゆるランニングコストです。ランニングコストの占める割合は、規模の影響を受けやすく、規模が大きい団体の方がスケールメリットによりランニングコストの割合が少なくなるのが一般的です。本市は、人口規模も小さく財政規模も他の政令指定都市に及ばないため、この2つの経費割合が大きくなっています。

補助費等は目的別の商工費などに多く含まれますが、本市は他市に比べ産業集積度が比較的小さいため、構成比も小さくなっています。

公債費つまり市債の返済に要する経費については、市債の発行を抑制してきた効果などにより少額に留まっています。

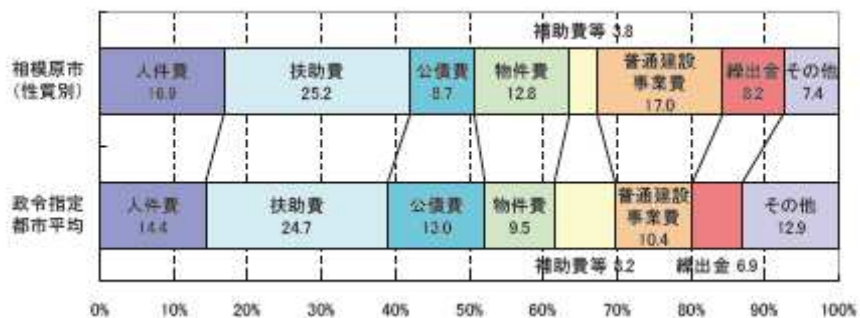


図5-6 性質別歳出構成の比較

【出典】相模原市財政白書（平成26年4月発行）

(4) 公共施設等のコストの状況

① 公共建築物のコストの状況

ア 年間支出の状況

a 公共建築物に要する全体コスト

公共建築物に要する全体のコストは、年間で約686億円です。これには、学校職員等の県負担分(約258億円)などが含まれているため、市の負担分は、約428億円となります。約686億円の内訳は、人件費が約467億円(68%)、維持管理費(光熱水費や保守など、建物の管理に要する費用)が約109億円(16%)、事業運営費(窓口業務など、建物で提供するサービスに要する費用)が約75億円(11%)、指定管理料が約35億円(5%)となっており、人件費の占める割合が大きくなっています。

なお、人件費(467億円)のうちの市負担分は約209億円となっています。

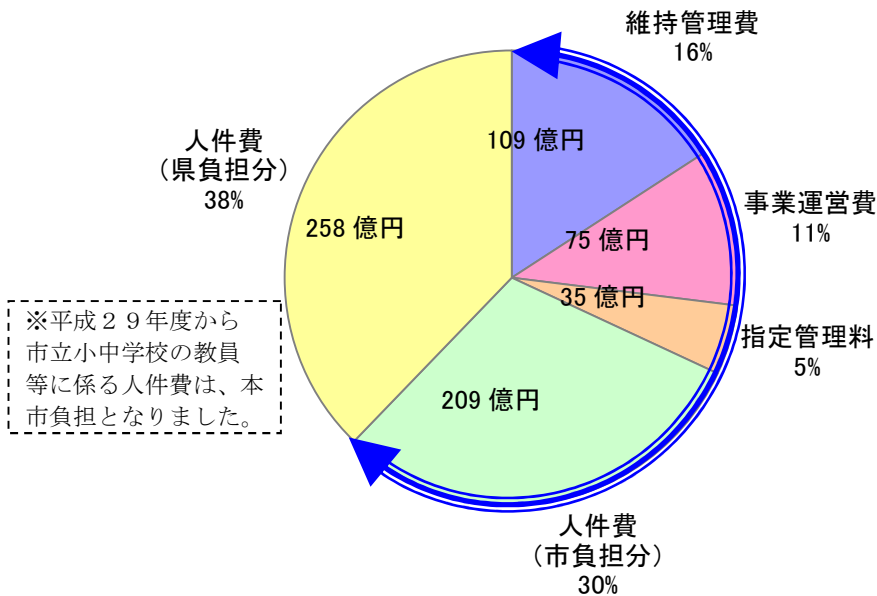


図5-7 公共建築物に要する全体コスト

【出典】相模原市公共施設白書(平成24年3月発行)

※各施設の平成20~22年度の平均

※開設後3年を経過していない施設、または、指定管理者制度導入後3年を経過していない施設については、単年度あるいは2か年平均として算出しています。

施設分類別に見ると、支出額(各費目の合計)の割合では、学校教育施設が全体の半分以上を占めています。これは、特に教職員の人件費負担が大きいためです。

なお、教職員人件費の県負担分は、市職員の単価に基づき、学校等の県費負担教職員の配置人数から算出しています。

次に、維持管理費を見ると、学校教育施設のほか、資源循環系施設、行政系施設が大きな割合を占めています。

続いて、事業運営費では、学校教育施設が全体の半分以上となっています。

指定管理料については、指定管理者制度が多く導入されているスポーツ・レクリエーション系施設や市民文化系施設などが大きな割合を占めています。

また、市負担分の人件費を見ると、消防施設のほか、保育所・幼稚園などの子育て支援施設が大きな割合を占めています。

なお、学校教育施設の人件費については、県負担分が多いため、市負担分の人件費としては少なくなっています。

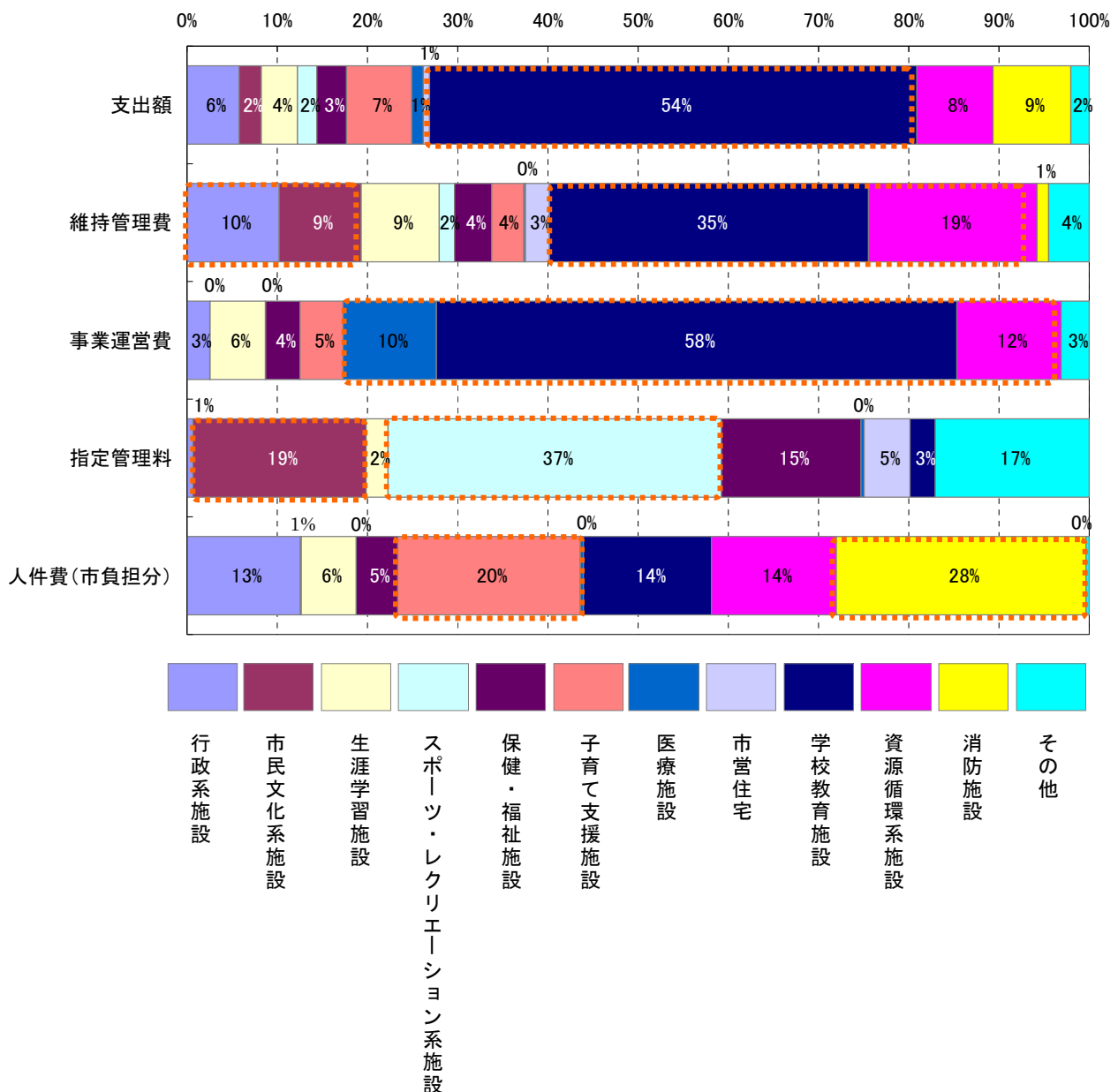


図5-8 施設分類別の年間の管理運営に係るコスト内訳

【出典】相模原市公共施設白書（平成24年3月発行）

b 公共建築物の管理運営に要するコスト

建物の取得費用は建設時に発生しますが、この費用を、建物を使用する期間中の1年当たりのコストに換算した年間減価償却費として算出すると約56億円となります。これを公共建築物全体に要する維持管理費、事業運営費、指定管理料及び市負担分の人件費の合計である約428億円と合わせた約484億円が、公共施設サービスのフルコストです。

このフルコストのうち、建物の管理運営に要するコストは、維持管理費の約109億円と減価償却費の約56億円が該当します。

これらのコストの内訳を見ると、建物の機能維持・向上のための改修や修繕に係る費用は、維持管理費のうち、「改修工事費」及び「修繕費」が該当し、約42億円（25%）となっています。

また、減価償却費については約56億円で、その他、光熱費、委託料、賃借料など、建物の保有に伴い継続的にかかる固定的な費用（＝ランニングコスト）については、約67億円となっています。

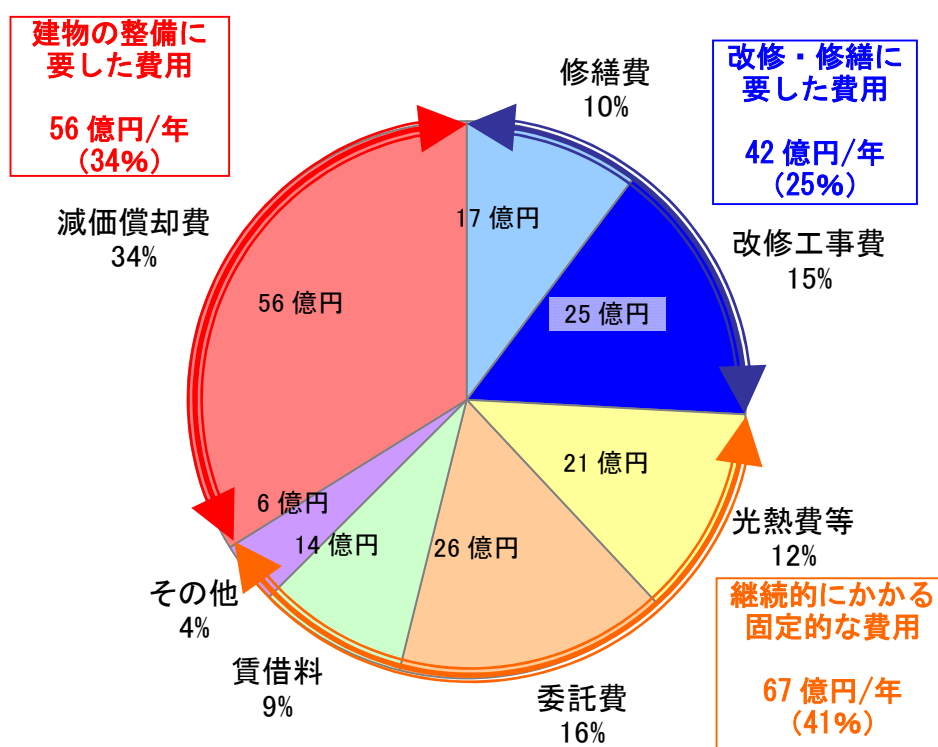


図5-9 公共建築物の管理運営に要するコスト

【出典】相模原市公共施設白書（平成24年3月発行）

イ 施設分類別に見た管理運営に要するコスト

直営施設について施設分類別の管理運営に要するコスト（＝維持管理費＋減価償却費）を単位面積当たりの額で比較すると、市役所本庁舎をはじめとする「庁舎等」、清掃工場などの廃棄物処理施設が高くなっています。このほか、「その他」が高い数値を示していますが、この施設分類には、特殊な設備を有している市営斎場を含んでいます。

また、庁舎等では、光熱費、委託料、賃借料などのランニングコストが約15千円/m²と他の施設分類に比べて大きくなっています。

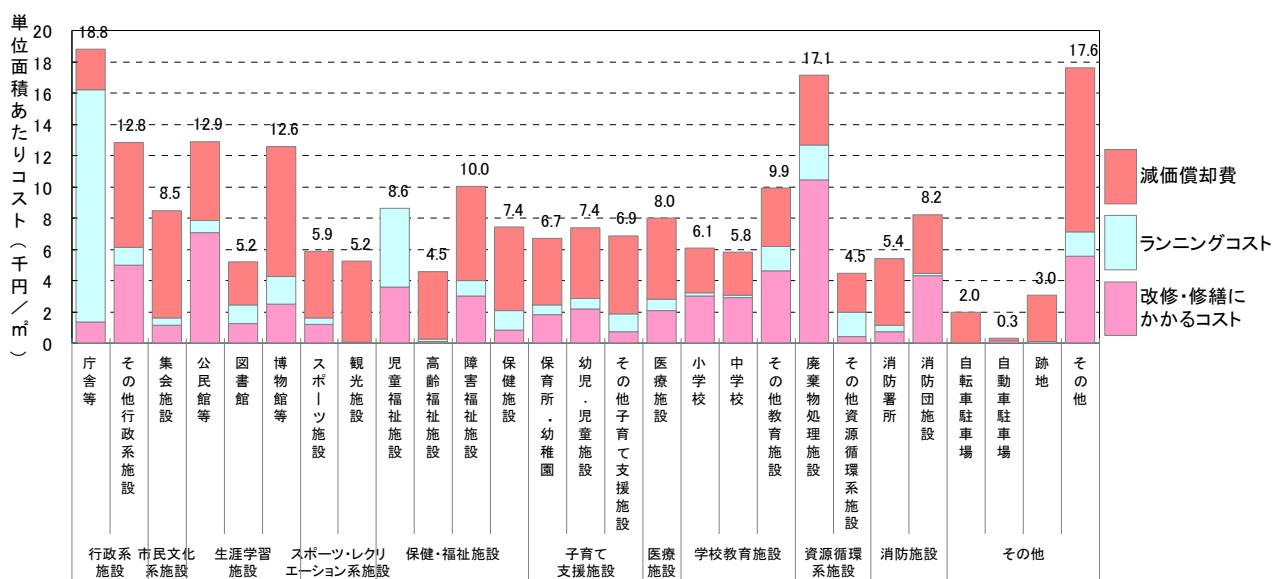


図5-10 施設分類別（直営施設）の単位面積当たりの管理運営に要するコスト

【出典】相模原市公共施設白書（平成24年3月発行）

② 土木施設のコストの状況

ア 土木施設費（新設・維持管理費）

平成23年度の本市の一般会計歳出決算額である約2,473億円のうち、土木施設の新設・維持管理に要する費用（以下「土木施設費^{*}」という。）は約1割（約263億円）となっています。さらに、そのうちの約9割が新設の費用であり、維持管理の費用は約1割となっています。

※土木施設費：土木費のうち、道路橋りょう費、河川費、都市計画費の街路事業費、市街地開発費の一部等の合計から、人件費、繰出金を除いたものです。

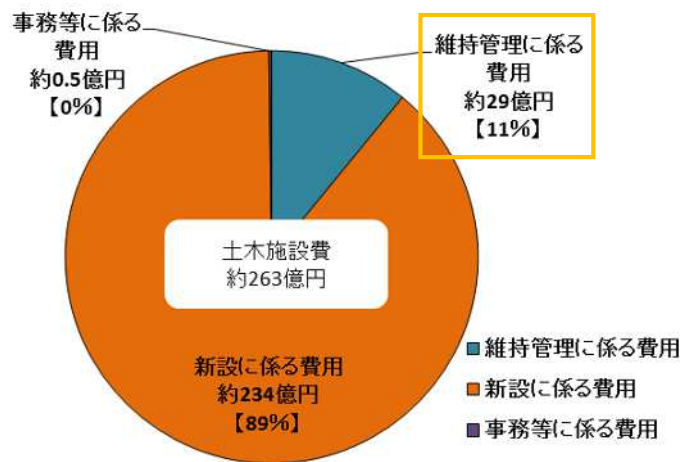


図5-1-1 土木施設費の内訳（新設・維持管理費別）

【出典】相模原市土木施設維持管理基本方針（平成25年12月策定）

イ 土木施設費（費目別）

土木施設費を費目別で見ると、道路橋りょう費が約5割（約135億円）を占めており、残りのほとんどが都市計画費となっています。

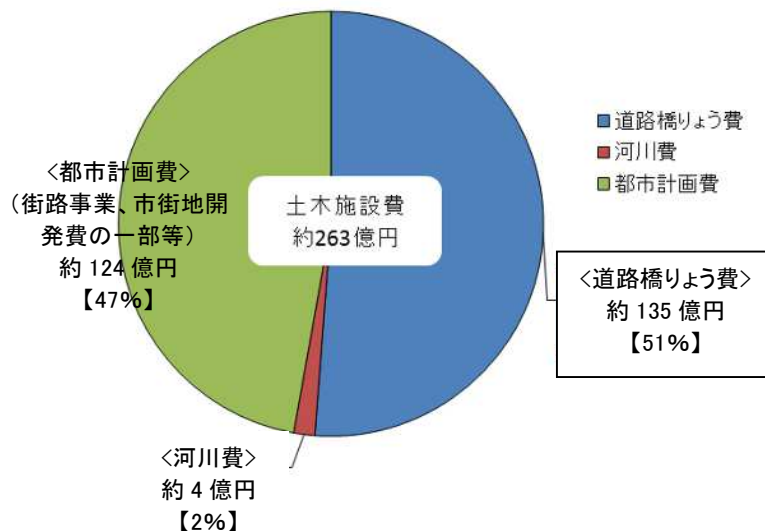


図5-1-2 土木施設費の内訳（費目別）

【出典】相模原市土木施設維持管理基本方針（平成25年12月策定）

a 道路橋りょう費（内訳）

道路橋りょう費^{*}（約135億円）の内訳をみると、道路新設改良費が約8割であり、道路維持費（約28億円）が約2割となっています。

※道路橋りょう費：人件費、繰出金を除いたものです。

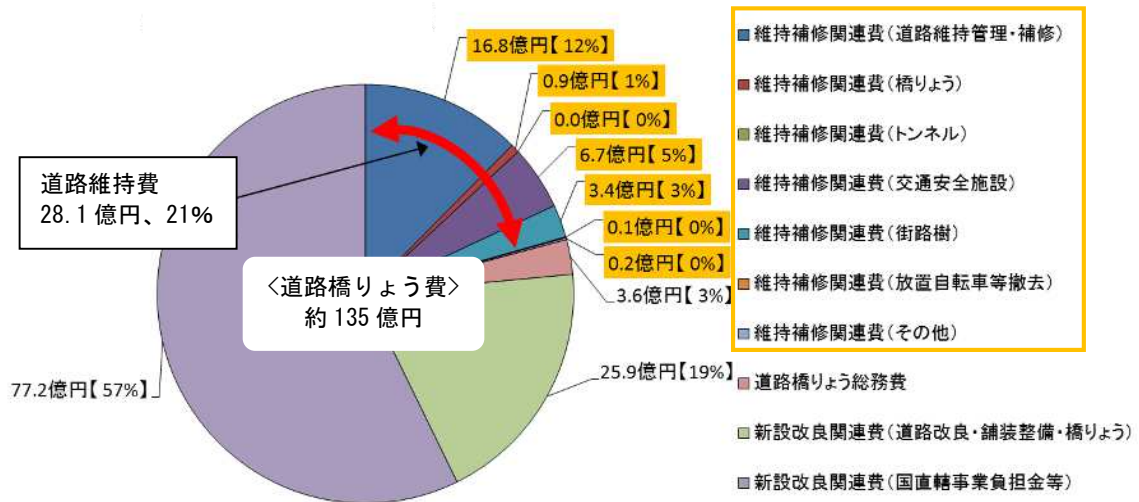


図5-13 道路橋りょう費の内訳

【出典】相模原市土木施設維持管理基本方針（平成25年12月策定）

b 河川費（内訳）

河川費^{*}（約4億円）の内訳をみると、河川改修費が約8割であり、河川維持補修・管理費（約0.7億円）が約2割となっています。

※河川費：人件費を除いたものです。

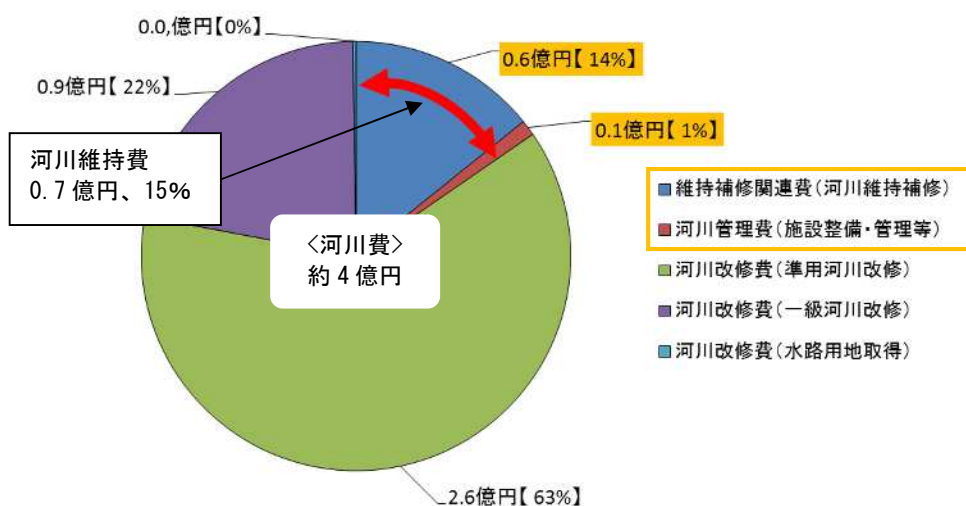


図5-14 河川費の内訳

【出典】相模原市土木施設維持管理基本方針（平成25年12月策定）

ウ 下水道事業特別会計（内訳）

平成23年度の本市の下水道事業特別会計*歳出決算額である約178億円のうち、5割以上（約97億円）を公債費が占めており、管きよの維持管理費に要する費用は約5億円となっています。

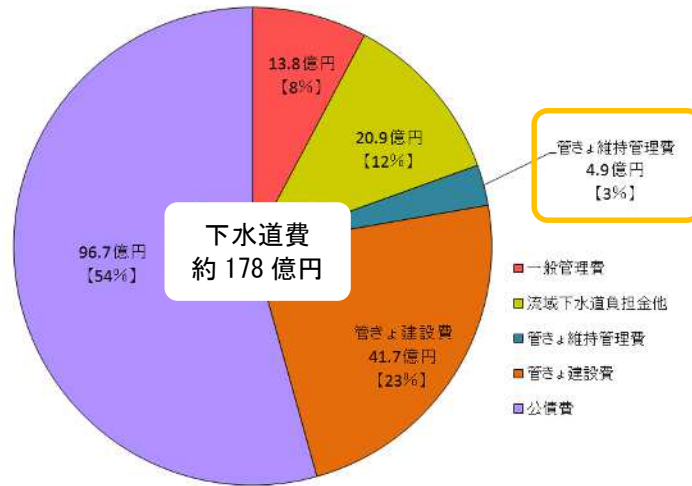


図5-15 下水道事業特別会計の内訳

【出典】相模原市土木施設維持管理基本方針（平成25年12月策定）

※下水道事業については、平成25年度から地方公営企業法を適用し、企業会計方式に基づいた経理を行っています。

エ 簡易水道事業特別会計（内訳）

平成27年度の本市の簡易水道事業特別会計歳出決算額である約342百万円のうち、約8割を工事請負費他と公債費が占めており、これは藤野地区の簡易水道統合整備に関するものです。

また、施設の光熱水費、修繕費、委託費等に要する費用である簡易水道事業費は、全体の約1割となっています。

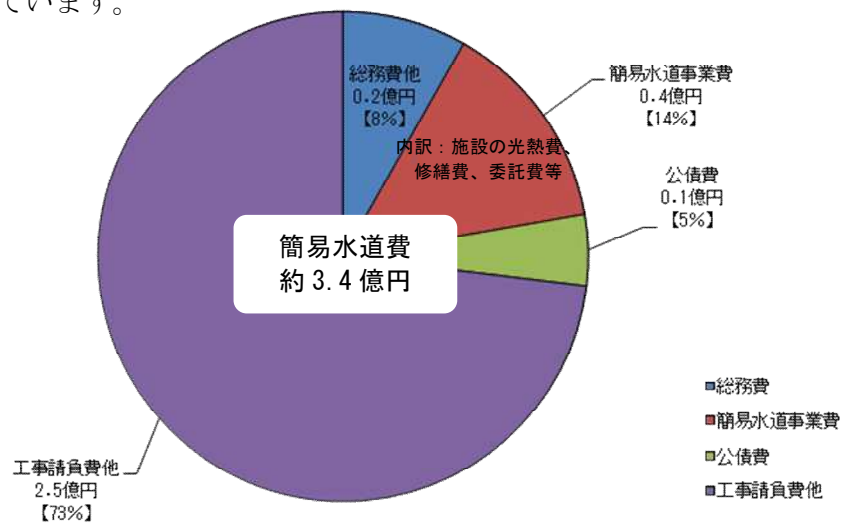


図5-16 簡易水道事業特別会計の内訳

③ 都市公園のコストの状況

平成27年度の本市の一般会計歳出決算公園費の約2,518百万円のうち、約6割を公園整備や用地購入などに要する整備費が占めており、指定管理料と維持管理の費用は、いずれも約2割となっています。

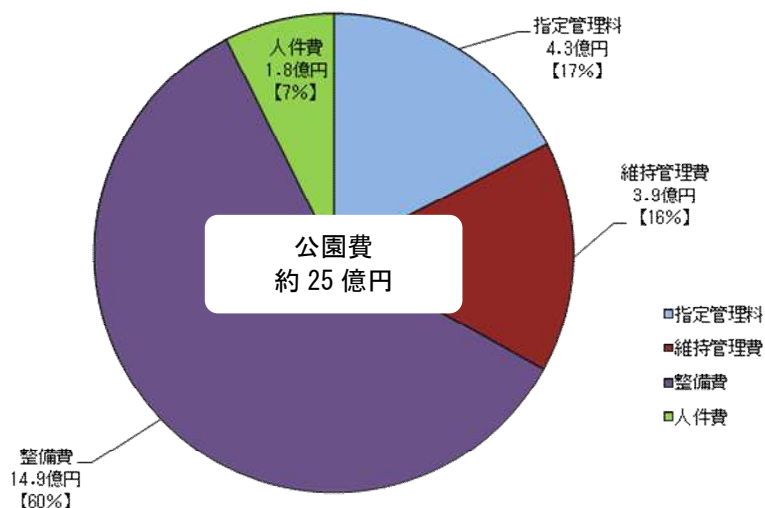


図5-17 公園費の内訳

6 総人口の推移

本市においては、2010年から2035年までの25年間では、極端な人口減少は起こりませんが、この期間は「高齢者急増期」であり、高齢者率は10ポイント以上上昇します。

次の2036年から2060年までの25年間は、高齢者人口は大きな増減なく推移しますが、生産年齢人口が急減する「人口急減期」となります。

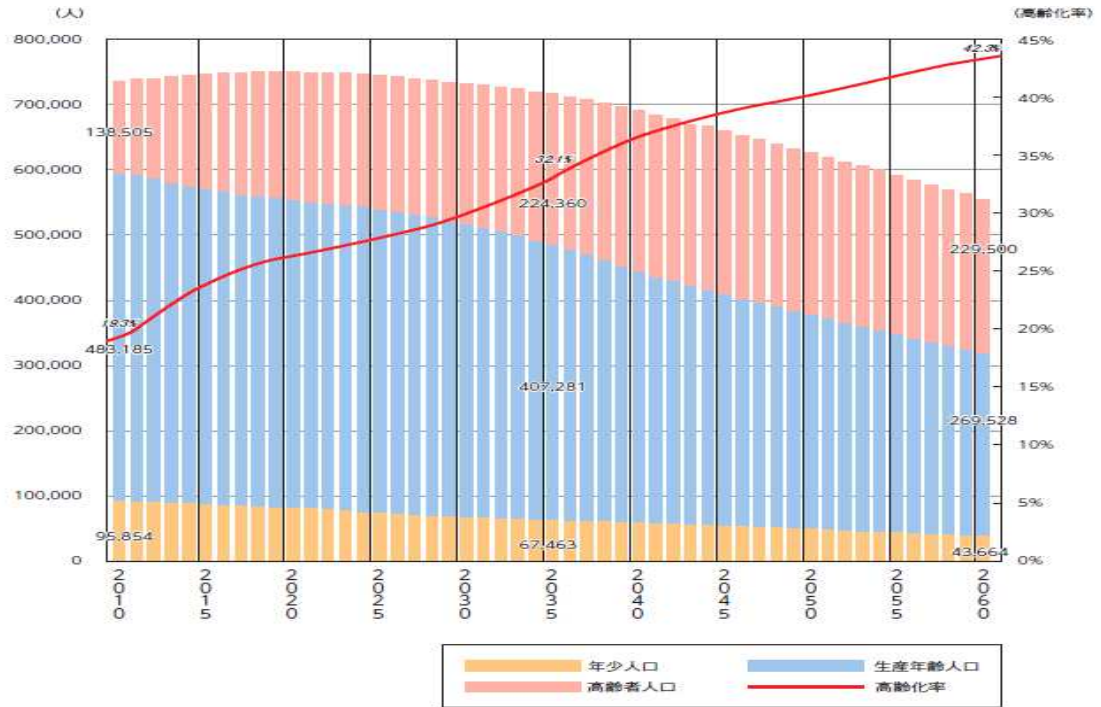


図6 総人口の推移（推計値）

【出典】2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計（平成25年3月発行）

7 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市の公共施設等の更新・長寿命化などの管理に関する基本的な考え方は、次のとおりとし、それぞれの取組が連携して、総合的な視点からマネジメントを進めます。

(1) 公共建築物に関する基本的な考え方

～公共施設の保全・利活用基本指針（平成25年10月策定）～

① 公共施設マネジメントの基本方針

公共建築物におけるサービス提供と道路等の土木施設の維持管理には大きなコストがかかっており、今後は更に大規模改修や更新に係る費用の増加が見込まれます。

改修・更新を実施できずに放置しておくことは、予期せぬ故障や事故を招くなど、施設を一時的、あるいは恒久的に閉鎖せざるを得ない状況にもなりかねないため、市としては、このような市民サービスの停滞・低下を引き起こすような事態を未然に防いでいかななくてはなりません。

このために、サービス・機能の「必要性」、サービス提供方法の「多様性」、次世代を見据えた時間軸としての「長期性」、総合的な視点としての「総合性」といった着眼点を踏まえ、次に示す7つの基本方針に基づき、公共施設マネジメントの仕組みを構築します。

方針1：サービス・機能の必要性に応じたサービス提供の適正化

市が提供するサービス・機能について必要性を明確化するとともに、それらのサービス提供を市が主体となって実施する必要性を見極め、サービス提供を将来にわたり継続することの妥当性を検討し、適正化を図ります。

方針2：サービス提供に利用する施設（建物）の適正化

提供するサービスごとに施設を保有するのではなく、施設の機能面を重視した多機能化・複合化を進めることにより、サービス水準を維持しながら、施設総量の削減を図ります。さらに、市が施設を保有し続ける必要性など、施設の適正化について検討します。

特に、小中学校については各地域に配置され施設規模も大きいことから、地域コミュニティの核・交流の拠点となる施設として位置付け、多機能化・複合化による他の施設との集約化を図っていきます。

また、施設の新規整備又は更新の場合には、他の施設との複合化や既存施設の廃止などにより整備面積と同程度以上の面積を削減し、施設総量の抑制を行うなどを基本とする施設整備のルール作りを進めます。

なお、施設整備・更新の際のスケルトン・インフィル方式（躯体と内装・設備を分離させる工法）の導入や国・県及び周辺自治体との施設共同整備・共同利用等の連携についても検討していきます。

方針3：建物を長期にわたり安全で快適な状態に維持し、将来コストの平準化を図るための適切な予防保全の実施

将来にわたり公共施設におけるサービス提供を続けるためには、長期的な視点で、市全体として効率的な管理運営が求められるため、施設点検等による不具合箇所の早期発見や適切な対処方法の検討、ガイドライン等による技術基準の明確化など、予防保全の視点に基づいて計画的に修繕を行うための仕組みを構築し適切な保全を図ります。

また、今後、老朽化施設の改修・更新の集中時期には多額の費用を要し、全ての公共施設を適切に改修・更新を行うことは困難となることを見込まれます。このため、優先すべき施設についての改修・更新が確実に行われるように、施設の優先順位を整理し、優先度の高い施設については、安全で快適な施設の維持とコストの平準化を図るため、財政制約を考慮した長期修繕計画の策定を検討します。

方針４：民間委託等の適切な手法を活用した、効率的・効果的な管理運営

上記方針に基づいて維持が必要と認められた公共施設の管理運営に当たっても、必ず、指定管理者制度、PFIやPPPなどの民間の知識やノウハウの活用など、多様な選択肢から最も効率的・効果的にサービスを提供できる主体や手法を適用するようにしていきます。

方針５：受益と負担の適正化、市民や地域との協働の推進

受益者負担の原則（直接利益を受ける人が費用を負担する）という視点から、利用実態とコスト負担の状況を不断に検証し、受益と負担の在り方について適正化を図ります。広く全ての市民全体に利益をもたらすような施設の場合は、他の自治体を含めた広域的な役割分担を進めます。

また、サービスの提供における市民や地域との協働についても検討を進めます。

方針６：市民の便益向上や収益確保を図るための未利用資産の活用

施設の統廃合、再編・再配置等により発生する、未利用の土地や建物については、市以外の主体が活用することにより、市民に新たな便益を提供したり、賃貸や売却など、資産として運用し、収益の確保を図るなど有効活用を図ります。

方針７：専管組織の設置など、全庁的・総合的な視点から公共施設マネジメントを実施するための環境整備

全庁的・総合的な視点で公共施設マネジメントを推進するため、施設ごとの維持改修や運営方法などに関する計画についての事前協議の実施など総合的な調整を行い、長期的な視点を踏まえた意思決定ができるよう、組織体制の見直しや施設情報の一元管理を行います。

また、税金や市債発行のみに頼らずに、将来の公共施設にかけられる費用を確保していくため、一定のルールの下で施設整備のための基金を積み立てるなど、新たな財源確保や資金調達について検討を進めていきます。

② 将来コストの削減のための延床面積の削減目標

公共施設の老朽化に伴い、将来の改修・更新に膨大なコストが必要になることを見込まれ、「相模原市公共施設白書」の試算では、今後も現状と同程度の財源を改修・更新に充てられるとしてもコストを賄いきれず、財源の範囲で改修・更新を行うためには、現在の延床面積を最大で40%程度削減する必要があると想定しています。しかし、40%の面積を削減する

ことはサービス水準の低下等、市民生活への影響が懸念されることから、P F I 等民間活力の活用による改修・更新コストの削減や財政計画と連動した長期修繕計画による改修・更新コストの平準化、未利用資産の活用、受益者負担の適正化など、上記の基本方針に掲げた様々な取組を実施します。

ア 目標値

現状の施設を全て保有し続けた場合、適切な改修・更新を行うことが困難であるため、建物を保有することで必要になるコストを削減するために、改修・更新のピークを迎える今後30年間で20%の延床面積の削減を行います。

イ 目標達成のための基本原則

a 新規施設整備は原則行わない

本市の今後のまちづくりの戦略上重要な施設の整備を除き、原則として新規の施設整備は行わないこととします。

また、施設の新規整備や更新を行う場合には、上記の基本方針2に基づき今後検討する施設整備のルールに従い、施設総量の抑制を図ることとします。

b 学校施設の大規模改修や更新の時期には原則として多機能化等を行う

学校施設は規模が大きく、地域の拠点施設となり得ることから、大規模改修や更新の際には、原則として地域で利用される他の施設の機能を取り込み、又は当該施設を併設するなどし、多機能化や複合化を行うものとします。

(2) 土木施設（簡易水道を除く）に関する基本的な考え方

～相模原市土木施設維持管理基本方針（平成25年12月策定）～

① 土木施設維持管理における4つの柱

土木施設（簡易水道を除く）の予算配分は、維持管理による施設機能の回復を示す指標と水準が明確でないため、過去の実績に基づく予算配分をしています。

土木施設の維持管理に当たっては、パトロールを中心に状態を把握するとともに、市民からの要望や通報等を受けて、損傷を確認してから補修を行う「対症療法的な管理」方法で対応しているので、事後対応の維持管理となっており、将来的な財源確保の懸念もあります。

また、土木施設の管理システムであるSRIMSにおける一元管理された情報を有効に維持管理に活用できていません。

このような課題を踏まえ、対象とする施設を市全体で計画的かつ効率的にマネジメントするための考え方を“4つの柱”として示します。

ア 最適な管理方法への転換によるライフサイクルコストの縮減

- ・施設の性質や規模に応じて維持管理区分を設定し、最適な維持管理手法を選択することでライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・施設ごとに要求性能は異なるため、最適な管理水準を設定し、定期的な点検を実施することで、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ安全性を確保します。
- ・新技術や新工法の適用を積極的に検討し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

イ 限られた予算の中で選択と集中による維持管理を実施

- ・中長期推計においては、将来の損傷程度や健全度の推移を把握するため、施設の劣化予測を行うとともに、複数の対策方法の適用や管理水準の検討に対しては、ライフサイクルコストの分析を行うことで、経済性を評価し、選択と集中による維持管理を実施します。
- ・将来的な事業費や健全度の推計を行い、必要予算を把握し、確保するとともに、土木施設全体を横断的に評価することで、予算の平準化を図ります。
- ・施設ごとに、第三者への影響や社会的影響などから優先度評価を行い、改善効果が得られる事業を優先するなど、選択と集中による維持管理を実施します。

ウ データを活用した効率的な管理

- ・施設の適正な管理と業務の効率化を図るため、施設の諸元や点検結果、補修履歴など必要なデータを記録及び蓄積し、効率的な維持管理の仕組みを構築します。
- ・蓄積したデータを活用し、施設の劣化の予測、維持管理・更新に係る必要予算の積算の精度を向上させることで、計画的かつ効率的な維持管理計画を構築します。
- ・「経験に基づく判断」から、「データに基づく定量的な判断」へと転換し、安全性や快適性及びライフサイクルコストの縮減を図るとともに、市民への説明責任の向上と市民理解の向上を図ります。

エ 段階的な導入と改善によるマネジメントの継続

- ・従来の対症療法的な管理から、予防保全的管理とするため、職員の技術レベルの向上や業務効率化に対する意識の向上を図ります。
- ・施設ごとに特性や規模は異なるが、着手できるところからPDC Aマネジメントサイクルを実践し、段階的に取り組んでいきます。
- ・PDC Aマネジメントサイクルにおいて、事業評価及び計画の見直しを継続的に行うことで、より精度の高い維持管理計画への改善を図ります。

② 予防保全的な管理への転換による効果

本市の土木施設について、従来の対症療法的管理から予防保全型などの最適な維持管理手法へ転換すると、今後50年間の維持管理・更新費は約4,050億円と見込まれ、従来の管理による試算約5,470億円と比べると、約1,420億円（2割以上）のコスト縮減及び予算の平準化が可能と推計しました。この推計においては、建設時から一般的な劣化の予測の想定をしていますが、今後点検を進めていくことにより、実際の施設の劣化の予測を行い必要な金額を精査していきます。



図7-1 従来の対症療法的管理と予防保全的管理による維持管理・更新費の比較

【出典】相模原市土木施設維持管理基本方針（平成25年12月策定）

(3) 簡易水道に関する基本的な考え方

～相模原市地域水道ビジョン（平成29年3月改定）～

① 目標

本市の簡易水道は、給水人口の減少に伴い水需要が減少傾向にあることや、老朽化した施設の耐震性の確保や計画的な補修・修繕などが課題となっていることから、「相模原市地域水道ビジョン」では、次世代も水道が利用できるように、基本理念である「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給できる水道」の実現に向けて、次の目標を掲げて取り組みます。

ア 【安全】安全な水質の維持

- ・水源から給水に至る統合的な水質管理を実現し、水道水質管理水準の向上を図ることで、水道利用者が安全に利用できる飲料水を供給します。

イ 【持続】健全経営を保つ水道

- ・水道サービスを将来にわたり持続するため、アセットマネジメントの推進を通じて、中長期的な視点から施設更新のために適切な投資を行うとともに、投資に必要な財源確保の方策を検討します。
- ・安全で良質な水を将来にわたり安定して供給するため、神奈川県と連携を図りながら広域化を推進していきます。
- ・維持管理業務の増加に対応するため、管理体制の強化を図ります。

ウ 【強靱】災害に強い水道

- ・今後発生が懸念される地震災害に対して、市民生活に欠かせないライフラインである水道が「壊れない」「壊れても迅速に復旧する」といった強靱な施設へと整備していきます。

② 維持管理計画

「相模原市地域水道ビジョン」は、水道施設の維持管理計画として、この基本的な考え方に基づく個別施設計画^{*}を兼ねるものです。

維持管理については、定期点検等による点検により施設の状態を把握し、診断により機能水準を評価します。この診断結果を基に、修繕・更新計画を策定し、計画的に施設の修繕や更新を行います。点検、診断及び措置に係る情報については、マッピングシステム等へ記録します。

^{*}個別施設計画は、国のインフラ長寿命化基本計画の体系における行動計画にあたる公共施設等総合管理計画に基づく個別施設毎の維持管理計画です。

(4) 都市公園に関する基本的な考え方

～相模原市パークマネジメントプラン（平成29年3月策定）～

① 基本目標・基本方針

都市公園については、設置から相当年数経過した遊具やベンチ等の施設が多くあり、また、今後もこうした施設が増加することが見込まれています。施設を適切に管理していくためには継続的に多額の費用が必要となる等、施設の老朽化対策は喫緊の課題となっています。

本市では、平成28年3月に、公園施設の老朽化に対する安全性の確保や機能の維持、管理に係る予算の縮減や平準化を図ることを目的に、「相模原市公園施設長寿命化計画」を策定し、施設の計画的な点検や管理に取り組むとともに、施設の異常発見時の速やかな対応による利用者の安全・安心の確保を推進しています。

長寿命化計画の上位計画である「相模原市パークマネジメントプラン」では、「みんなで創り育てる さがみはらの公園 ～潤いある暮らしのために～」の基本理念のもと、基本目標・基本方針を定めて取り組むこととしており、都市公園の施設の更新・長寿命化などに関する基本目標・基本方針は次のとおりです。

基本目標：安全で安心な暮らしづくりに貢献します

基本方針：公園を適正に管理します

誰もが安全に安心して公園を使うためには、遊具、樹木等公園施設の安全確保が重要です。

公園施設の適正な管理を推進するとともに、施設に異常が見られた場合には速やかな対応ができるよう、対応方法について定めます。

特に老朽化した公園施設については、長寿命化計画に基づいて、安全性の確保や機能の維持を図りつつ、管理に係る予算の縮減や平準化を図ります。

② 具体的な取組

ア 計画的な点検等の推進

施設の異常を早期に発見するとともに、長寿命化計画の適切な進行管理を行うため、計画的な施設点検を行い、点検結果については情報を整理し、点検チェックリスト及び維持保全マニュアルの整備や充実に取り組みます。

イ 点検結果の反映

a 計画的な補修や更新の推進

施設の日常的な管理とともに、計画的な補修や更新を行います。

なお、施設を更新する際は、今後の施設の長寿命化を見据えつつ、環境への配慮を行うこととし、ライフサイクルコストや環境負荷の低減等を考慮した施設への変更を検討します。

(a) 事業費の平準化

単一年度に費用が集中しないよう、施設の劣化度を踏まえ、公園施設の補修又は更新年度の調整を行うことにより、事業費の平準化を図ります。

計画対象施設	緊急度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
予防保全型管理施設	高	■									
	中		■								
	低				■						
事後保全型管理施設	高	■									
	中		■								
	低										

図 7 - 2 補修及び撤去更新費の平準化の考え方

【出典】相模原市パークマネジメントプラン（平成 29 年 3 月策定）

(b) 施設の長寿命化等を見据えた変更

更新する施設については、施設の長寿命化や管理費の縮減のため、ライフサイクルコストを考慮した施設への変更を検討するとともに、環境負荷の低減等に配慮した施設の選定を行います。

また、公園の新規整備時等においても、初期費用だけに着目するのではなく、管理費を含めライフサイクルコスト等を考慮した施設の設置に努めます。

b 異常発見時の速やかな安全対策等の実施

点検の結果、破損や異音等の異常が発見された場合は、速やかに利用を禁止するとともにその旨を周知し、利用者の安全を確保します。利用を禁止した後は、異常が発見された施設の種類、状況、修繕時期の目途等を総合的に判断し、修繕、撤去、更新等の適切な対応を行います。

(5) その他の施設に関する基本的な考え方

① 廃棄物処理施設（プラント設備）－北清掃工場・南清掃工場・津久井クリーンセンター－

～相模原市一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化総合計画（令和3年3月改訂）～

～相模原市一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）長寿命化総合計画（令和3年3月策定）～

基本方針

北清掃工場ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設並びに南清掃工場ごみ焼却施設については、次の基本方針に基づき、施設の性能を長期に維持し、基幹的設備・機器の更新等の整備を適切な時期に計画的に行うことにより、施設の延命化を図ります。

津久井クリーンセンターし尿処理施設についても、同じく次の基本方針に基づき、施設の設備・機器に対し、適時適切な補修等の整備を行うことにより、更新周期の延伸を図ります。

ア 稼働年数を長期化することにより、建て替え周期の長期化、ライフサイクルコストの低減を図ります。

イ 老朽化により低下した設備の性能を回復させ、さらには、機能性、安全性及び維持管理性の向上を図り、安定した処理能力を維持します。

② 農林施設

相模原市林道施設長寿命化計画等の個別施設計画に基づき、計画的に対策等を行います。

③ 消防水利

消防水利維持管理計画（令和5年6月策定）に定める消防水利維持管理方針に基づき、各消防水利の計画的な調査・点検のもと必要な修繕等を行います。

防火水槽については、設置場所の危険度、水槽容量、土地所有区分、経過年数等を鑑み、優先順位の整理を行い、躯体調査を行う防火水槽を選定して実施し、その躯体調査の結果を基に、補強、再整備、用途廃止、継続使用等を判断し対応します。（消防水利維持管理計画 P10～P20 に掲載）

④ その他の公共施設等

今後、その他の公共施設等の管理に関する方針や計画等を策定した場合は、必要に応じて追加し、この基本的な考え方を改訂します。

(6) ユニバーサルデザインに関する考え方

～相模原市ユニバーサルデザイン基本指針（平成27年3月策定）～

ユニバーサルデザインの理念に基づきまちづくりを推進していくため、「基本理念」を掲げ、また、基本理念の実現に向けて、4つの「基本方針」を踏まえて行動していきます。

① 基本理念：すべてのひとにやさしい都市・さがみはら

「障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方」である、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、市の施策や事業を進めることにより、『すべてのひとにやさしい都市・さがみはら』の実現を目指していきます。

② 基本方針：基本理念の実現に向け、4つの基本方針を定めるとともに、基本方針ごとに具体的な取組の方向を示します。

ア. すべての職員がユニバーサルデザインの考え方を理解する

取組の方向：学ぶ機会の充実、取組事例の共有、マニュアルや指針等の作成

イ. すべてのひとにやさしい情報・サービスを提供する

取組の方向：受け手に配慮した案内・サイン、受け手に配慮した文字の使用、受け手に配慮した色使い、受け手に配慮した伝達手段、利用しやすい行政サービス

ウ. すべてのひとにやさしいまちづくりを進める

取組の方向：公共施設における配慮、市民や事業者に対する取組の支援、訪れるひとの視点、心のバリアフリー

エ. すべてのひとにユニバーサルデザインの考え方を広める

取組の方向：ユニバーサルデザインを知る機会の充実、学校教育における取組、市民や事業者に対する取組の支援（再掲）

(7) 脱炭素社会の実現に向けた取組に関する考え方

～第2次相模原市地球温暖化対策計画（改定版）

～さがみはら脱炭素ロードマップ2050～（令和5年11月改定）～

本市では、これまで令和2（2020）年9月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明したほか、この目標達成に向け、令和3（2021）年8月に「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定し、令和5（2023）年4月には、相模原市地球温暖化対策推進条例（平成24年相模原市条例第88号）を改正し、さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例（以下「脱炭素社会づくり条例」という。）を施行しました。

こうした社会情勢の変化や本市のこれまでの動向などを踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図るため、「第2次相模原市地球温暖化対策計画」を改定しました。

① 計画の位置付け

本計画は、次の法令に基づく計画です。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項及び第3項
- ・気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条
- ・脱炭素社会づくり条例第7条

市の施設から発生する二酸化炭素排出量を削減するための計画である「事務事業編」を本計画に統合しました。

また、「さがみはら脱炭素ロードマップ」を本計画に統合し、地球温暖化対策の総合的な推進を図ります。

② 計画期間

令和2（2020）年度から令和12（2030）年度まで

③ 目指す姿

2050年脱炭素社会の実現を目指すとともに、都市部と中山間地域というエリアの特徴を持つ本市の特性を生かした「地域循環共生都市さがみはら」を目指します。

④ 二酸化炭素の削減目標

令和12（2030）年度の削減目標 50%削減（平成25（2013）年度比）

⑤ 基本理念

長期的に目指す2050年の将来像を見据え、「炭素半減社会が実現しているまち」、「気候変動に適応しているまち」及び「分野横断的な施策の推進」を基本理念として掲げ、8つの取組の柱を設定します。

8つの取組の柱

「再生可能エネルギーの利用促進」、「省エネルギー活動の促進」、「脱炭素型まちづくりの推進」、「循環型社会の形成」、「いきいきとした森林の再生」、「市の率先行動」、「気候変動適応策の推進」及び「環境意識の向上」

⑥ 市の率先行動

市は事務事業により多くの温室効果ガスを排出しており、市内における大規模な排出事業者として、市自ら率先して排出削減に取り組み、市民や事業者の取組を先導します。国の「政府実行計画」に準じた各種の取組を確実に実施し、市域における削減目標の達成に貢献します。

ア 対象範囲

本市が行う全ての事務事業を対象とします。

イ 本市の事務事業に伴う二酸化炭素の削減目標

令和12(2030)年度の削減目標 50%削減(平成25(2013)年度比)

<市の主な率先行動>

項目	目標
太陽光発電設備の導入	2030年度までに設置可能な公共施設の約50%に導入する。
新築建築物のZEB化	2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当を目指す。
LED照明の導入	LED照明の導入割合を2030年度までに100%にする。
公共における次世代自動車の導入	代替可能な電動車がなかった場合を除き、新規導入・更新時に電動車を導入し、2030年度までに全て電動車とする。

8 取組体制等

全庁的・総合的な視点から庁内横断的に公共施設マネジメントの取組を推進するため、公共施設マネジメントの所管課を中心に、各施設の所管課を統括する各局総務室のほか、道路・河川・下水道・公園などの所管課、建築物の設計等を行う営繕各課、企画、財務及び管財を所管する各課で構成する「公共施設マネジメント検討調整会議」を設置しました。

こうした庁内体制の下で、それぞれの公共施設等に関する情報を共有しながら、各計画・方針等に基づく公共施設等の更新・長寿命化や進捗状況等の評価に係る情報の集約などに連携して取り組みます。

なお、「公共施設マネジメント検討調整会議」には、専門的事項について検討を行う部会を必要に応じて設置します。

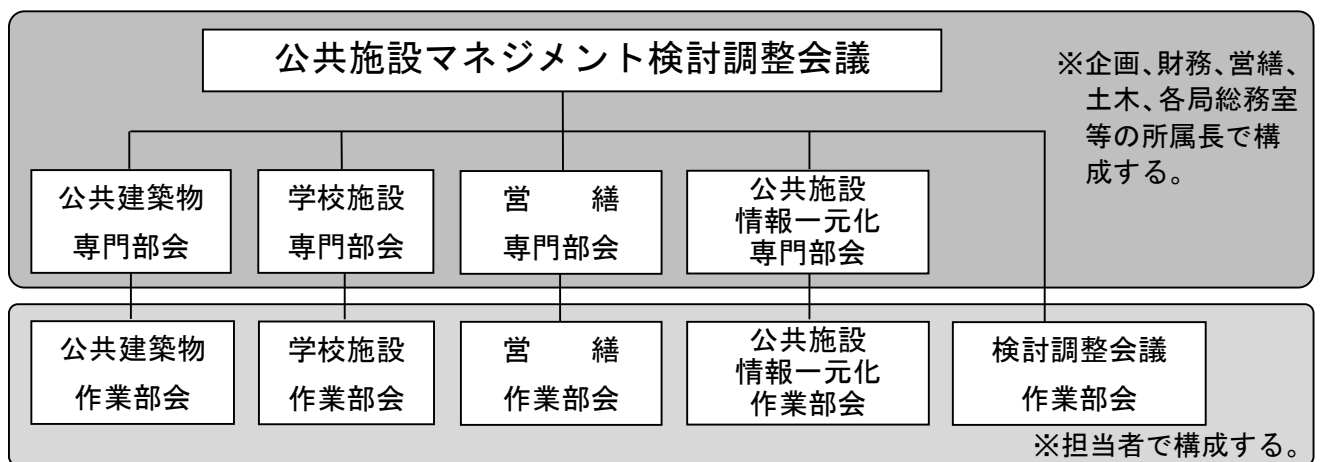


図8 公共施設マネジメント検討調整会議の体系

① 取組体制

相模原市公共施設マネジメント検討調整会議（令和5年4月1日改正）

② 所掌事項

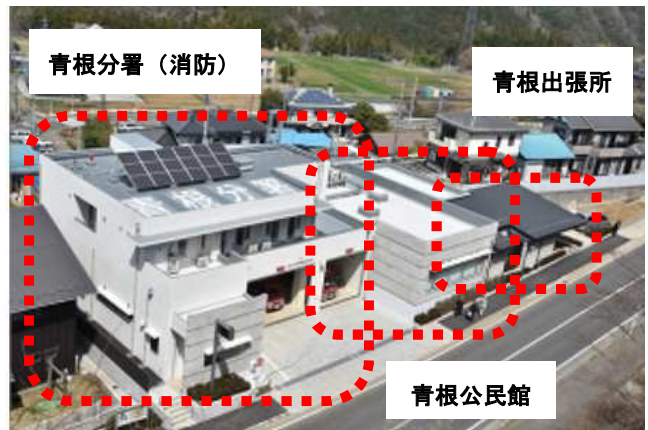
公共施設（公共建築物、土木関連施設等）の維持管理、修繕、更新等に関する計画、方針等についての庁内検討及び調整、公共施設等総合管理計画、その他公共施設マネジメントに関する庁内の検討及び連絡調整等について必要な事項に関すること。

9 これまでの主な取組事例

① 複合化（設置目的が異なる施設を一つの施設として整備）の事例

【青根出張所・青根公民館・津久井消防署青根分署の複合施設整備】

老朽化が進んでいた緑区青根出張所（昭和32年建設）、青根公民館（昭和31年建設）、津久井消防署青根出張所（昭和49年建設）について、青根公民館の土地を活用し、新たに3施設（青根出張所・青根公民館・津久井消防署青根分署）の機能を併せ持つ複合施設として、移転・集約して整備を行いました（平成30年度開所）。複合施設として一体となったことで、地域のまちづくり、生涯学習、防災活動の各拠点として維持管理の効率化と利便性が向上しました。



② 転用（建物を他の用途として再利用）の事例

【相武台まちづくりセンター・相武台公民館の移転整備】

南区相武台地区の地域の活動拠点である相武台まちづくりセンター・相武台公民館（昭和59年建設）については、建物や設備の老朽化が進んだうえ、会議室等の諸室や駐車場が狭いことなどもあり、施設の拡充や利便性の向上を図るため、同地区内にある旧磯野台小学校（平成13年閉校）校舎を有効活用（転用）し、新たに移転整備を行いました（平成28年度開所）。同施設は、現設されていた体育館、グラウンド、こどもセンターなどを含む施設一体として、幅広い世代が気軽に集える地域の活動拠点となっています。



③ 学校再編の事例

【望ましい学習環境を確保するための小中学校の再編】

児童生徒にとって望ましい学習環境を確保するため、緑区青根、青野原両地域の市立小中学校4校を再編し、令和2年4月に本市初の義務教育学校となる市立青和学園を開校しました。

※複合化の事例

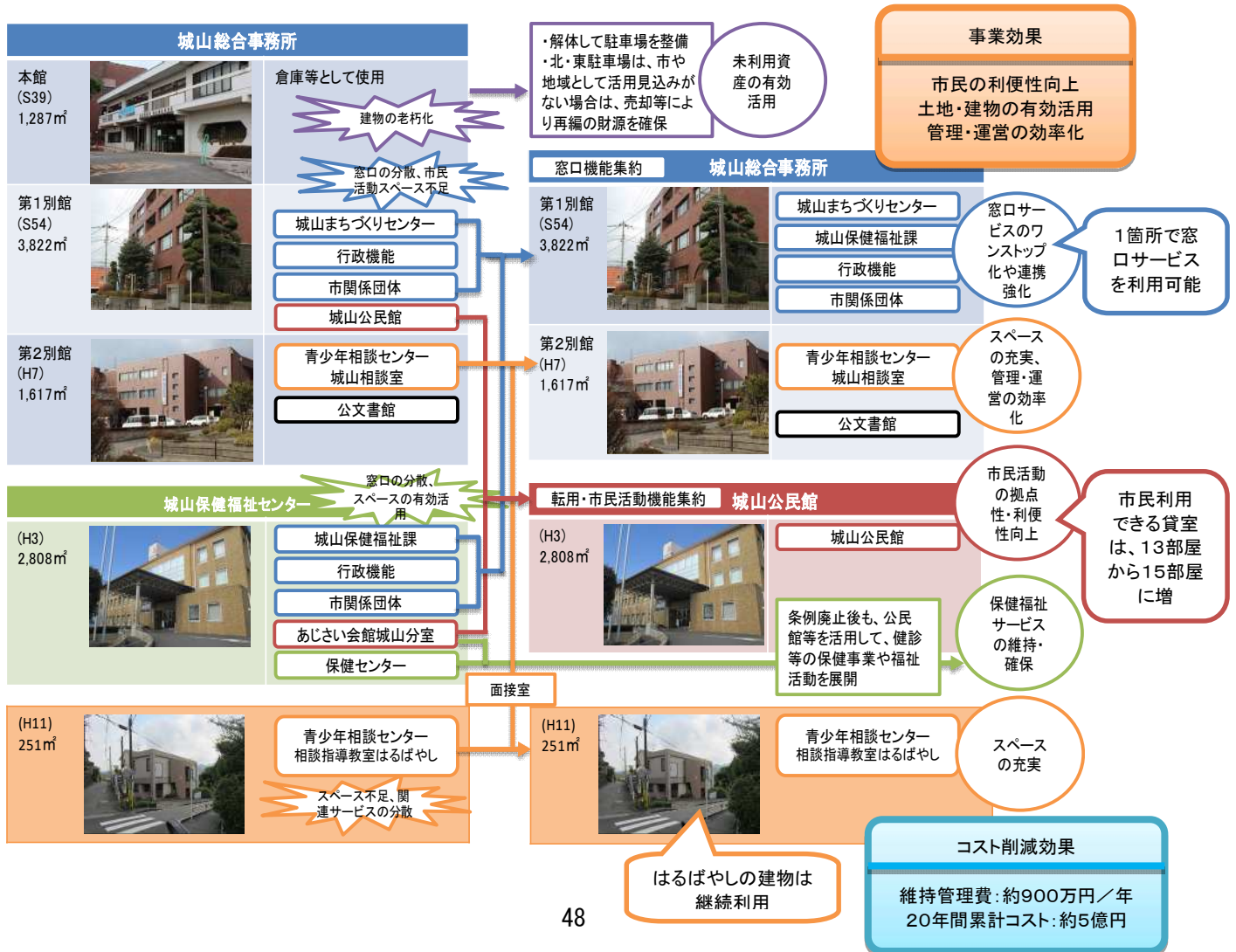
青和学園は、再編前の旧青野原小中学校の校舎を使用しており、校舎内には地域の方が利用できる「青野原図書室」を設置（平成16年）しています。



④ 集約化・転用（再編事業）の事例

【城山総合事務所周辺公共施設再編】

建物の老朽化や施設の有効利用に課題のある城山総合事務所周辺の公共施設について、既存建物を有効活用しながら、機能の集約化による利用しやすい窓口サービスの実現と市民活動スペースの提供を目指すとともに、施設総量の削減によるコスト抑制を図ることを目的として、城山総合事務所への窓口・事務室機能の集約、城山保健福祉センター・あじさい会館城山分室の城山公民館への用途変更（転用）を行いました（再編後の城山総合事務所は令和2年1月業務開始、城山公民館は令和2年3月開館）。



⑤ アプリ導入による道路等の破損状況等の把握事例

【市民通報アプリ「パッ！撮るん。」】

「パッ！撮るん。」は、市が管理する道路の破損状況等について、市民がスマートフォンから手軽に通報できる道路通報アプリとして、平成27年4月に運用を開始しました。その後、令和2年3月に公園、河川、下水道、放置自転車等を新たな通報範囲に加え、市民通報アプリ「パッ！撮るん。」としてリニューアルしました。

本アプリは、GPSによる位置情報と現場の状況写真をメールで送信するだけの簡易なアプリケーションソフトです。また、利用者登録は不要で曜日や時間帯を問わず「手軽」に通報できるようになっており、不具合の現状復旧等として運用しています。

【通報例】



【対応例】



策定

平成27年3月25日策定

公共施設の保全・利活用基本指針（平成25年10月策定）及び相模原市土木施設維持管理基本方針（平成25年10月策定）に定める基本方針等をまとめ、相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方として策定

改訂

平成29年5月31日改訂

相模原市地域水道ビジョンの改定（平成29年3月）、相模原市パークマネジメントプランの策定（平成29年3月）及び相模原市一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化計画の改訂（平成28年8月）に伴う改訂

改訂

平成31年3月29日改訂

国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂（平成30年2月）を踏まえ、相模原市ユニバーサルデザイン基本方針（平成27年3月）に定める考え方等を追加することに伴う改訂

改訂

令和3年3月31日改訂

相模原市一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化総合計画の改訂（令和3年3月）、相模原市一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）長寿命化総合計画の策定（令和3年3月）、相模原市林道施設長寿命化計画の策定（令和3年3月）等に伴う改訂

国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂（平成30年2月）を踏まえ、中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み等を追加することに伴う改訂

改訂

令和4年3月31日改訂

国が示す「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月）を踏まえ、有形固定資産減価償却率の推移等を追加することに伴う改訂

改訂

令和5年3月31日改訂

国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂（令和4年4月）を踏まえ、第2次相模原市地球温暖化対策計画（令和2年3月策定）、さがみはら脱炭素ロードマップ（令和3年8月）に定める脱炭素化の推進に向けた考え方等を追加することに伴う改訂

改訂

令和6年3月25日改訂

消防水利維持管理計画の策定（令和5年6月）、第2次相模原市地球温暖化対策計画の改定（令和5年11月）に伴う改訂